

港区におけるモビリティ政策

現状と課題

現 状

- 内閣府では、「地域住民や旅行者一人一人の移動ニーズに効率的に対応するためには、AI等により個々人が様々な交通手段の最適な組み合わせを選択できる新たな交通サービス (MaaS : Mobility as a Service) を、自動運転などの新技術と組み合わせ、地方公共交通の維持・活性化を図っていく必要がある。」として、モビリティに対する取組の必要性を掲げています。
- 経済産業省と国土交通省では、将来の自動運転社会の実現を見据え、新たなモビリティサービスの社会実装を通じた移動課題の解決及び地域活性化を目指し、地域と企業の協働による意欲的な挑戦を促す新プロジェクト「スマートモビリティチャレンジ」を開始しました。地域や企業等が幅広く参加する協議会を立ち上げ、具体的なニーズやソリューションに関する情報共有を促すとともに、先進的な取組を進める地域において事業性分析等を実施し、ベストプラクティスの抽出や横断的課題の整理等を進めています。
- 国は、道路運送車両法施行規則等について、量産を目的とした最高時速60km以下の超小型モビリティの普及促進に向けた基準の整備等に関する改正を行いました。
- 東京都は、長期ビジョン「未来の東京」における2040年の目指すべき姿として、「世界最高の道路と鉄道のネットワークが構築され、人やモノの流れが最適化されています。満員電車は過去のものとなり、まちなかでは、自動運転によるスマートモビリティが往来する中で、人々が安全かつ自由にまち歩きを楽しむ」としています。
- 新型コロナウイルス感染拡大による、いわゆる「三密」の回避やリモートワークの普及をはじめとした人々の行動変容に伴い、令和2年の公共交通機関利用者数は減少に転じるなど、交通需要に影響が生じています。
- 区は、港区自転車シェアリング事業について、放置自転車対策、環境負荷の低減、区民の利便性向上等を目的として、平成26年8月から実証実験を行い、令和2年4月から本格実施しています。
- 区は、MaaSの導入を推進するため、モデル地区で民間活力を活用した実証実験に取り組んでいます。

課 題

- 新しい生活様式や今後の交通需要、自動運転など、地域交通ネットワークのあり方を見直した上で、新たな地域交通ネットワークの連携・強化に取り組む必要があります。
- 国や都の動きを注視するとともに、港区ならではの地域交通サービスの展開を検討する必要があります。

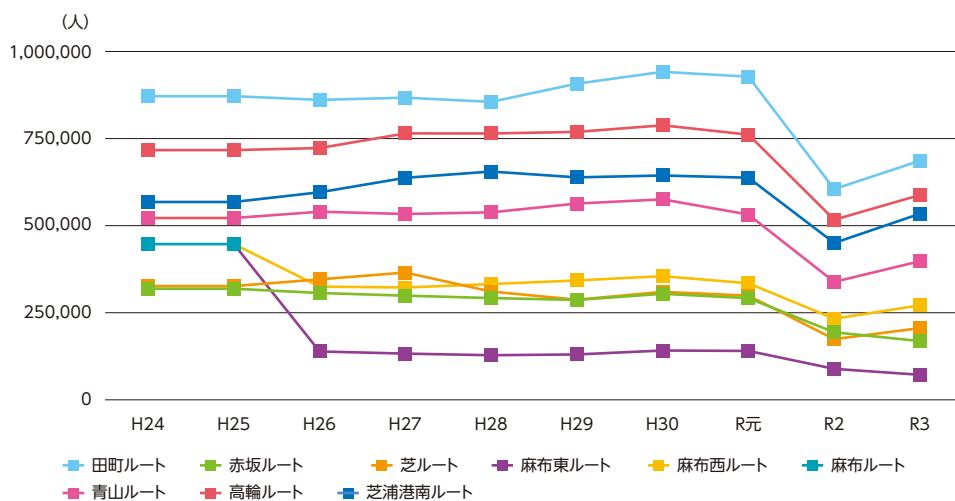
→ 港区にはさまざまな交通手段が存在しています。

区内には、主に以下のような交通手段が存在しており、人々の生活を支えています。

- JR
- 私鉄
- 地下鉄
- ちいばす
- お台場レインボーバス
- 都営バス

ちいばすの利用者数

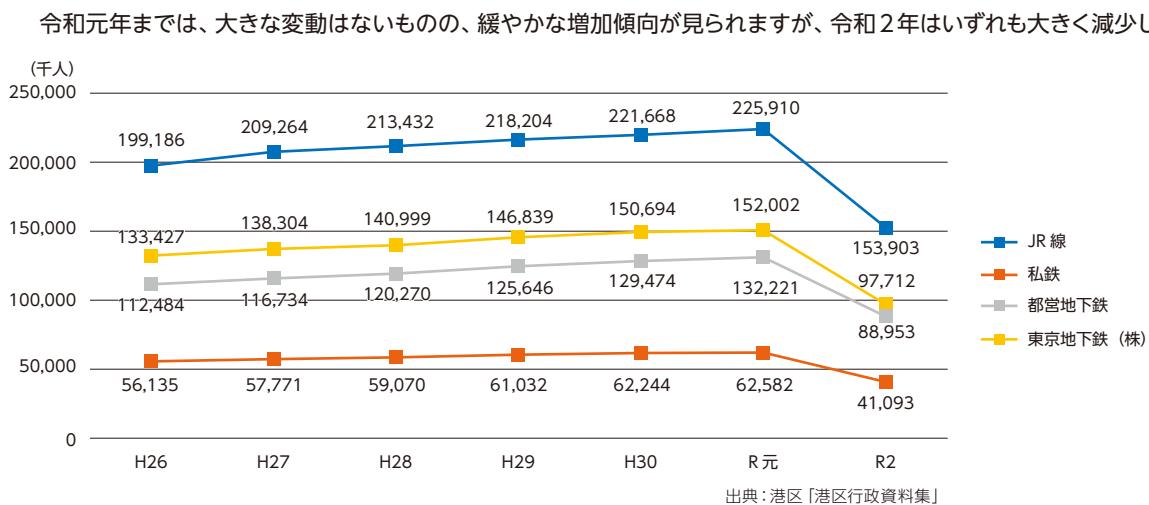
いずれのルートでも令和元年までは、概ね同じ水準で推移しているものの、令和2年以降には新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響から減少傾向が見られます。



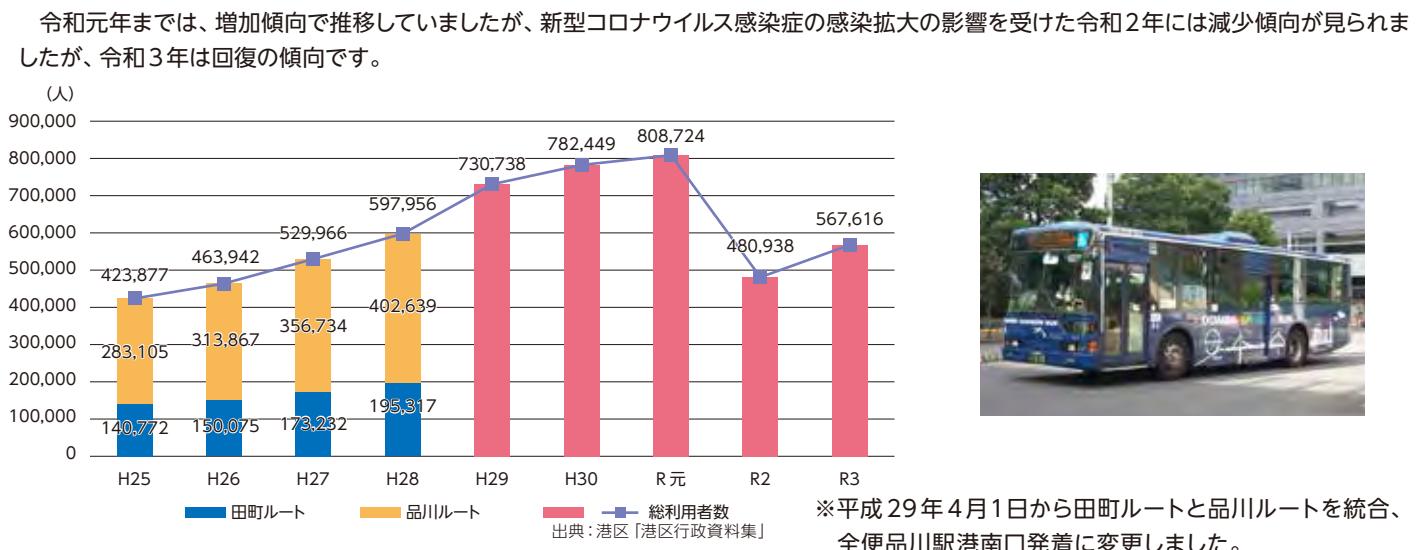
出典：港区「港区行政資料集」



鉄道における区内駅の乗降者数（定期券）



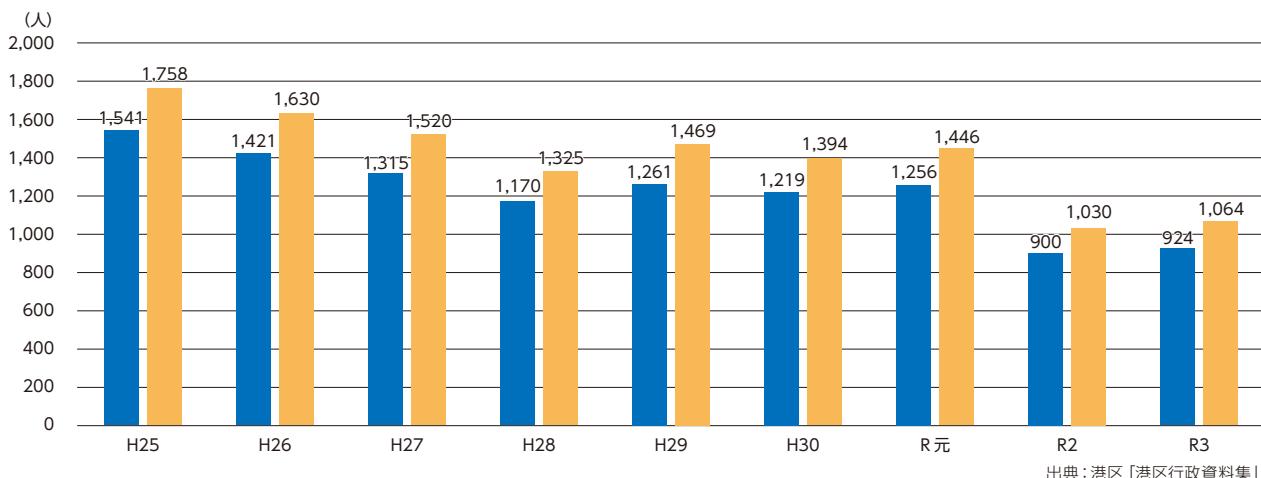
お台場レインボーバスの利用者数*



→ 港区内の事故発生件数・死者数は緩やかな減少傾向です。

港区内の事故発生件数・死者数

事故発生件数・死傷者の数のいずれでも、緩やかな減少傾向が見られます。



→ モビリティに対する取組の必要性が高まっています。

内閣府では、「地域住民や旅行者一人一人の移動ニーズに効率的に対応するためには、AI等により個々人が様々な交通手段の最適な組み合わせを選択できる新たな交通サービス（MaaS：Mobility as a Service）を、自動運転などの新技術と組み合わせ、地方公共交通の維持・活性化を図っていく必要がある。」として、モビリティに対する取組の必要性を掲げています。



出典：国土交通省ホームページ

→ 近年、モビリティのシェアが進められ、その輪は確実に広がっています。

近年、自家用車・自家用自転車によらず、シェアリングサービスを利用する動きが進んでいます。

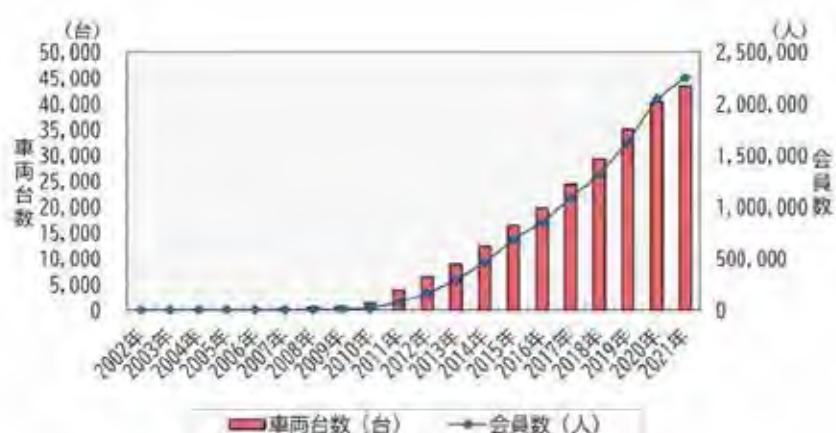
カーシェアリングでは、2010年代初期から急激に会員数・車両台数が増加しています。

自転車シェアリングについて、区は、平成27年に東京都と都心4区（港区・千代田区・中央区・江東区）で相互協力に向けての協定を締結し、広域的な連携を見据えた検討を進めてきました。平成28年から、4区で広域相互利用実験を始め、以降参加する区が増えています。

区における自転車シェアリングの会員登録者数は、導入以降、年々増加しており、活用が広がっていることが分かります。

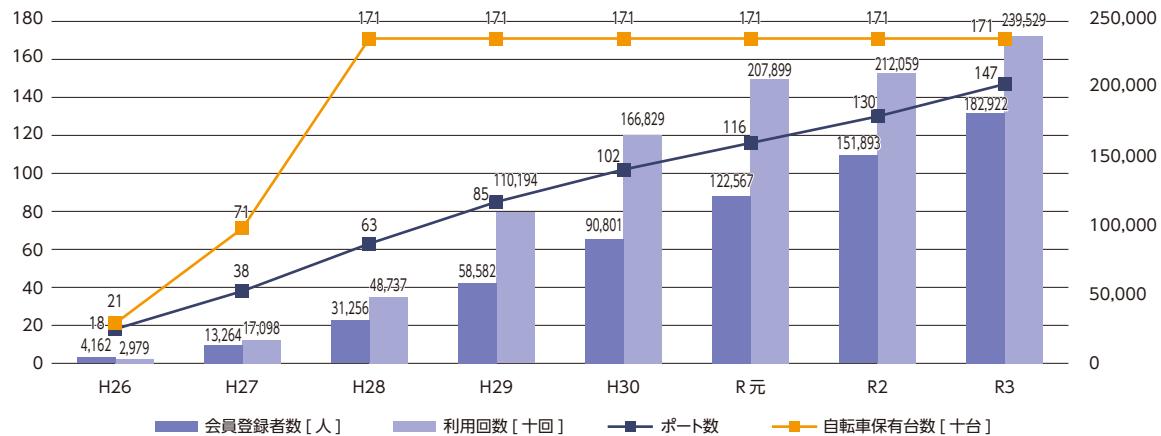


カーシェアリングの会員数・車両台数



出典：交通エコロジー・モビリティ財団「わが国のカーシェアリング車両台数と会員数の推移」

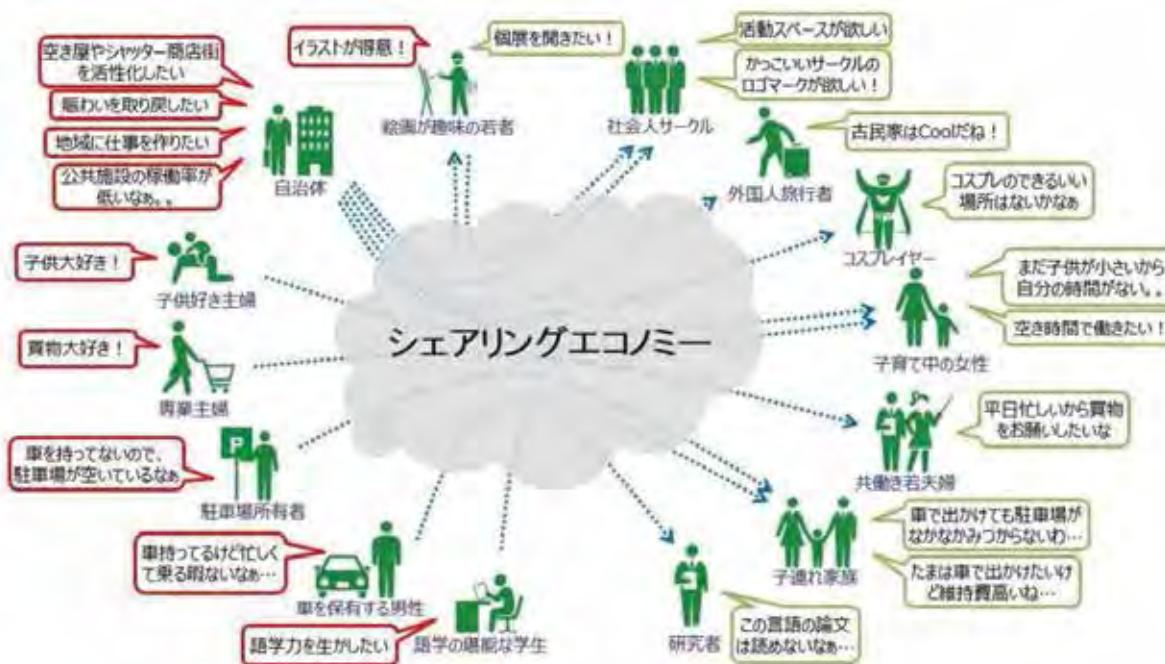
港区自転車シェアリングの会員登録者数・利用回数等



出典：港区「港区行政資料集」

コラム ~その14~ シェアリングエコノミー

シェアリングエコノミー（個人等が保有する活用可能な資産等（スキルや時間等の無形のものを含む。）を、インターネット上のマッチングプラットフォームを介して他の個人等も利用可能とする経済活性化活動をいう。）はITの普及・高度化に伴い、空き部屋、会議室、駐車スペースや衣服のシェア、家事代行、育児代行、イラスト作成のマッチングなど多様な分野で登場しつつあり、一億総活躍社会の実現や地方創生の実現など、超少子高齢化社会を迎える我が国諸課題の解決に資する可能性があります。



出典：総務省ホームページ

→ モビリティに対する取組の必要性が高まっています。

超小型モビリティとは、自動車よりコンパクトで小回りが利き、環境性能に優れ、地域の手軽な移動の足となる1人～2人乗り程度の車両をいいます。

国は、道路運送車両法施行規則等について、量産を目的とした最高時速60km以下の超小型モビリティの普及促進に向けた基準の整備等に関する改正を行うなど、活用に向けた環境整備が進んでいます。

■ グリーンスローモビリティ

グリーンスローモビリティとは、時速20km未満で公道を走ることができる電動車を活用した小さな移動サービスで、その車両も含めた総称のことです。

区では、国土交通省が実施する「令和3年度グリーンスローモビリティの活用検討に向けた実証調査支援事業」の支援を受け、交通における地域課題の解決のため、令和3年11月から12月まで、グリーンスローモビリティを活用した実証実験を行いました。

浜松町・竹芝エリア、高輪・白金・白金台エリアを実証エリアとし、各エリアの特性に応じた運用方法で実施しました。



→ 自動運転の活用も期待されます。

自動運転とは

近年の自動運転技術の実用化により、安全性の向上、運送効率の向上、新たな交通サービスの創出等が図られ、大幅な生産性向上に資する可能性があるとされます。

これらの実現に向けて、ルールの整備やシステムの実証が進められています。

自動運転の実現に向けた国土交通省の取組進捗状況

国土交通省

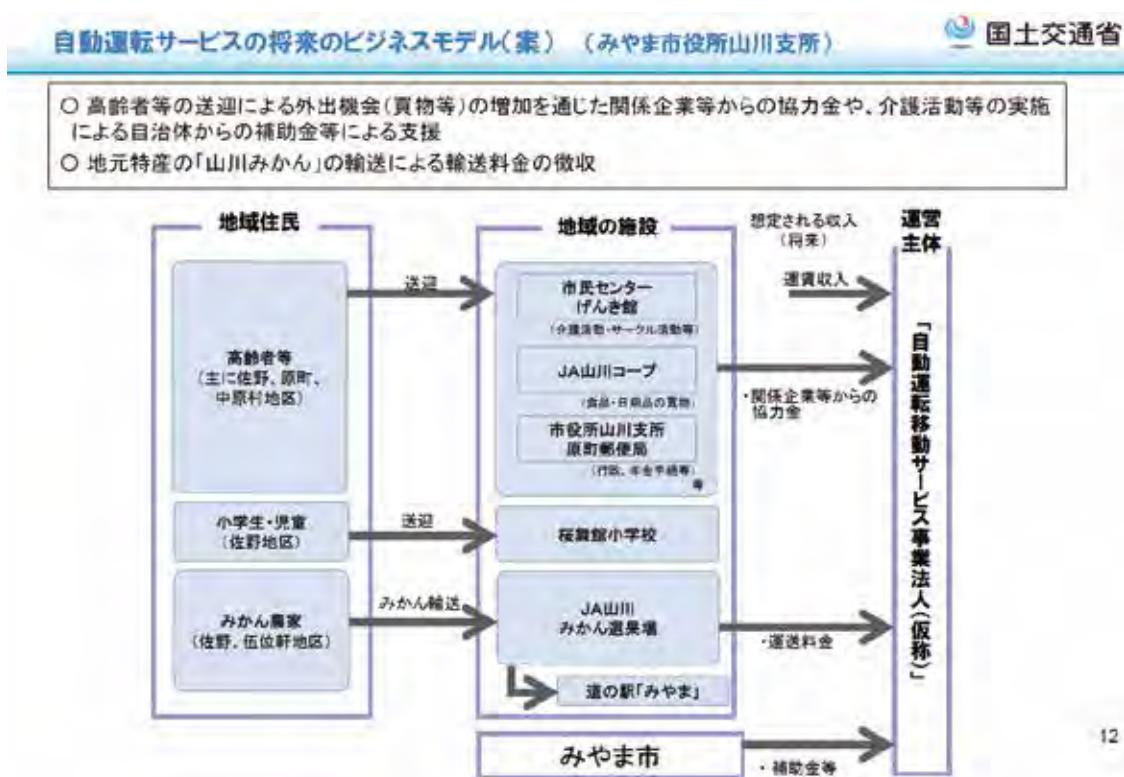


出典：国土交通省「自動運転に関する取組進捗状況について」

他自治体の例

全国自治体においても、自動運転を活用したサービスの実現に向けて、実証実験が行われています。

福岡県みやま市では、高齢者等の送迎による外出機会（買物等）の増加を通じた関係企業等からの協力金や、介護活動等の実施による自治体からの補助金等による支援、地元特産の「山川みかん」の輸送による輸送料金の徴収等の利益確保を踏まえたビジネスモデルの実現に向けて実証実験を実施しています。



出典：国土交通省「審証実験の実施状況」

→自動運転技術の成果をより有効に活用するために、MaaS の導入が重要です。

経済産業省と国土交通省では、将来の自動運転社会の実現を見据え、新たなモビリティサービスの社会実装を通じた移動課題の解決及び地域活性化を目指し、地域と企業の協働による意欲的な挑戦を促す新プロジェクト「スマートモビリティチャレンジ」を開始しました。

地域や企業等が幅広く参加する協議会を立ち上げ、具体的なニーズやソリューションに関する情報共有を促すとともに、先進的な取組を進める地域において事業性分析等を実施し、ベストプラクティスの抽出や横断的課題の整理等を進めています。

地域・事業者の更なる連携に向けた経産省・国交省の取組



コラム～その15～ 人工知能等を活用したタクシーの効率化

熊本県荒尾市では、AI(人工知能)やスマートフォンを活用することで、複数の乗客の効率的な配車や最適経路を実現、運行の効率化を目的とした相乗りタクシー「おもやいタクシー」を運行しています。

路線バスやタクシーを補完する公共交通機関として位置づけるとともに、他の利用者との相乗りを前提とすることで、通常よりも低い料金での乗車が可能となっています。



コラム～その16～ ZEVとは

走行時に二酸化炭素等の排出ガスを出さない電気自動車(EV)や燃料電池自動車(FCV)、プラグインハイブリッド自動車(PHV)をゼロエミッション・ビークル(Zero Emission Vehicle)と呼びます。

また、電動バイクや燃料電池バイクなど、走行時に排気音や排出ガスを出さない二輪車をゼロエミッション・バイク(Zero Emission bike)「ゼロエミバイク」と呼びます。



出典：東京都環境局ホームページ

さらなるごみの減量と循環型社会の形成に向けて

■資源・ごみの排出量

現状と課題

現 状

- 港区は、人口が増加するとともに、多くの企業のオフィスや大規模な繁華街、観光スポットを抱え、たくさんの人が賑わっています。こうした区民や事業所などによる活発な都市活動は、地域の活力となっている反面、多量のごみを発生させる要因ともなっています。
- このような中、近年の陸上から海洋へのプラスチックごみの流出や、食品の大量廃棄による資源の無駄・環境負荷の増大など諸課題を解決するため、国は取組を加速させ、平成30年6月19日、循環型社会形成推進基本法に基づく「第四次循環型社会形成推進基本計画」を閣議決定し、令和元年5月31日、「プラスチック資源循環戦略」を策定するとともに、令和元年10月1日に「食品ロスの削減の推進に関する法律」を施行しました。

課 題

- 環境への負荷を少なくするためにには、区民や事業者とともに、3R (Reduce=ごみの発生抑制、Reuse=再使用、Recycle=再生利用) をさらに推進し、循環型社会の構築への取組を強化していくことが必要です。

→ 区の総排出量（区収集ごみ量、持込ごみ量、資源回収量の合計）は、大幅に減少しました。

港区から出る資源とごみの総量（総排出量）

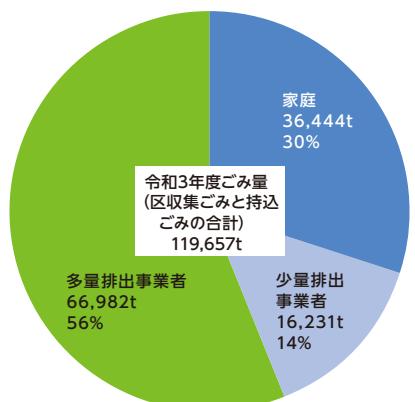
区の総排出量（区収集ごみ量、持込ごみ量、資源回収量の合計）は、令和元年度まで横ばいの傾向にありました。コロナ禍による持込ごみ量の減少に伴い令和2年度は大幅な減少となっています。令和3年度も持込ごみ量が同水準で推移しているため、総排出力は令和2年度から横ばいとなっています。



→ 事業者が出すごみが約7割であり、家庭から出るごみ（約3割）を大きく上回っています。

令和3年度ごみ（区収集ごみと持込ごみの合計）の排出者別の割合

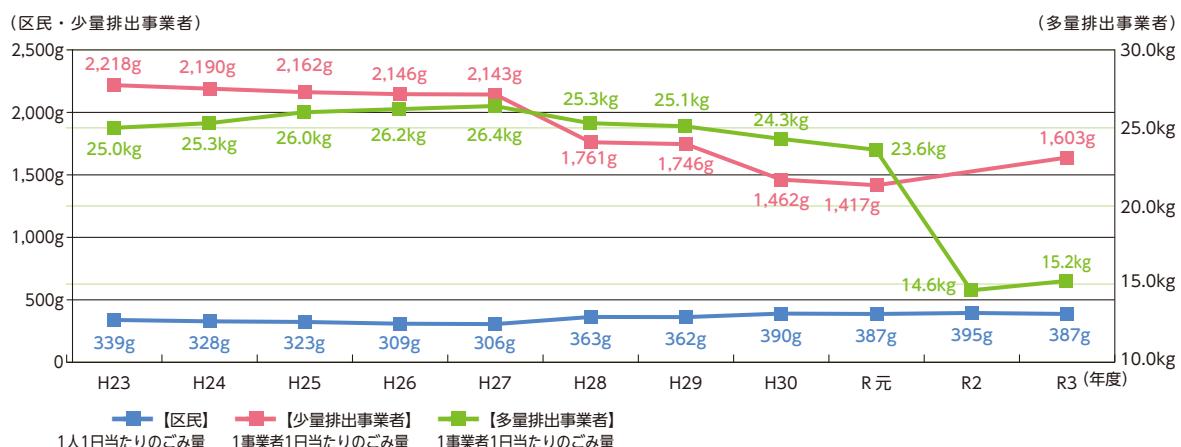
区から出るごみの排出者別の割合をみると、56%が多量排出事業者、14%が少量排出事業者、30%が家庭となっています。



→ 区民、事業者ともにさらなるごみの減量・資源化を進めていく必要があります。

区民1人1日当たりのごみ量と1事業者1日当たりのごみ量

区民1人1日当たりのごみ量と少量排出事業者・多量排出事業者1日当たりのごみ量の推移をみると、区民のごみ量は横ばいで推移し、事業者のごみ量はコロナ禍により令和2年度にかけて減少していましたが、令和3年度は増加傾向にあります。

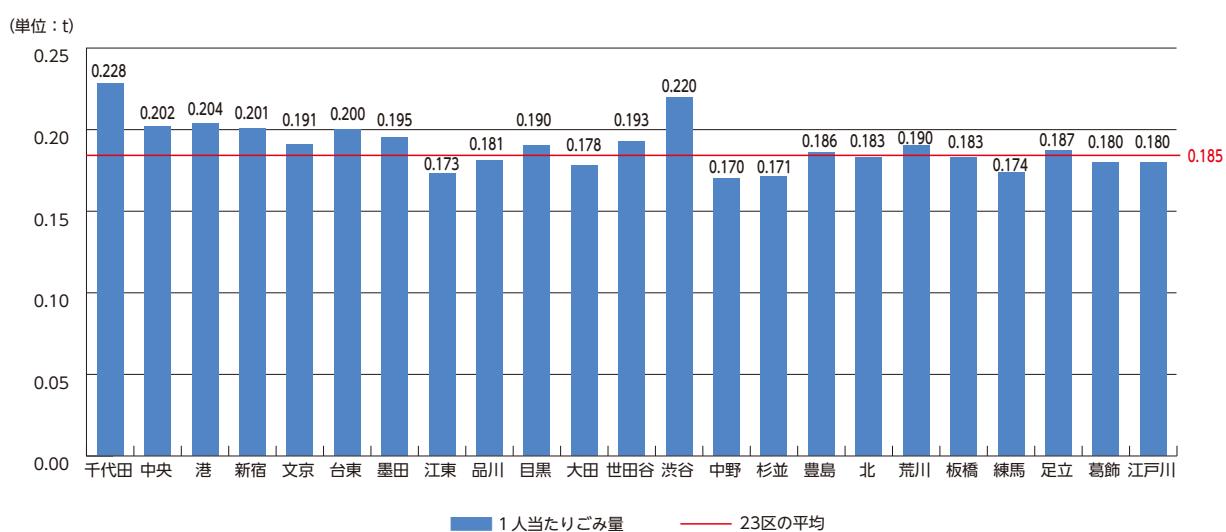


※令和2年度の少量排出事業者のごみ量はコロナ禍に伴い事業者数が把握できないことから算出不可

→ 区民1人当たりの区収集ごみの量は、23区平均より多くなっています。

23区の区民1人当たりの区収集ごみ量

主に家庭から排出されるごみである「区収集ごみ」の区民1人当たり*の量は、23区平均を上回っています。



出典：東京二十三区清掃一部事務組合「清掃事業年報（令和3年度）」から作成

■食品ロス 現状と課題

現 状

- 総務省人口推計(令和2年10月1日)と令和元年度食料需給表(確定値)によると、日本の「食品ロス量」は、年間約522万トンあります。
- 国民1人当たりで試算すると、1日約113グラムの食品ロスを起こしていることになり、茶碗約1杯のご飯に近い量に相当します。

課 題

- 港区内に立地する飲食店は、23区内でも多いことから、排出される食品ロス量は23区内でも多くなることが推測されるため、「家庭から発生する食品ロス」「事業者から発生する食品ロス」の双方を削減していく必要があります。

→ 国民一人当たり食品ロス量は1日 113gあり、年間約 41kgに相当します。

日本の食品ロス排出量

日本の「食品ロス量」は、約522万トンあり、そのうち事業系食品ロスは約275万トン、家庭系食品ロスは約247万トンあります。

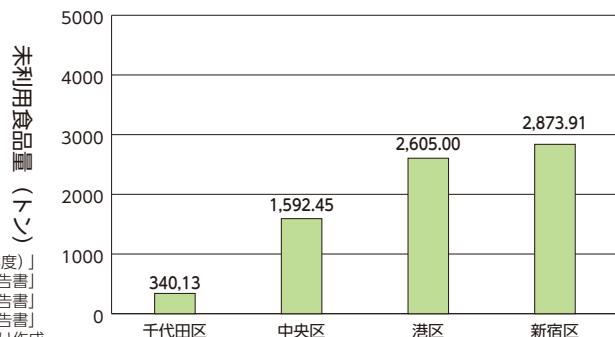


→ 港区の一人当たりの未使用食品の廃棄量は、都心4区の中で一番多いです。

令和3年度未利用食品量(推計)

一人当たりの未使用食品の廃棄量は、千代田区では、5.07kg/年、中央区は9.29kg/年、新宿区は8.29kg/年、そして港区は、10.10kg/年で、都心4区の中で一番多くなっています。

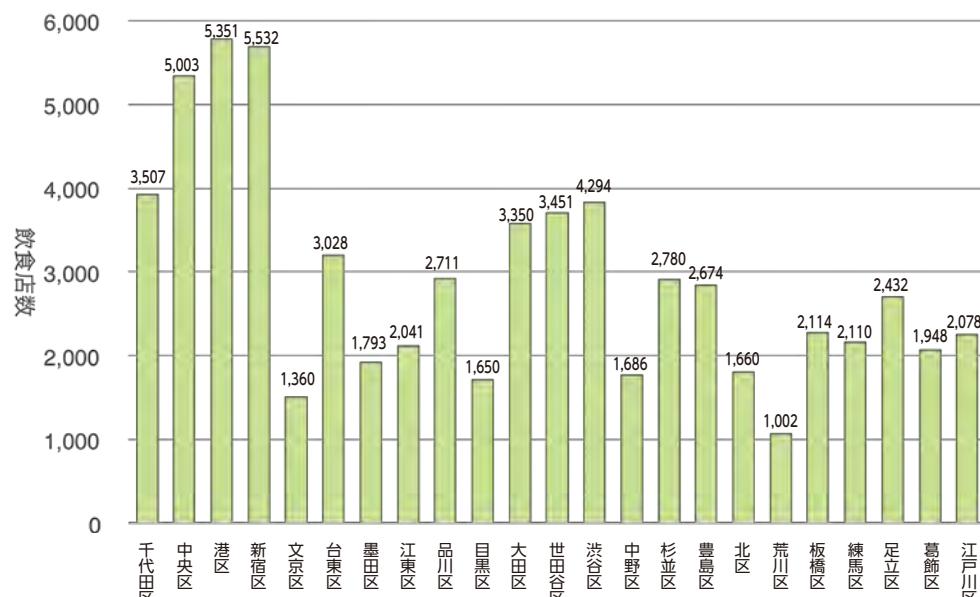
出典:千代田区「第4次千代田区一般廃棄物処理基本計画(平成29(2019)年度~平成37(2025)年度)」
中央区「中央区ごみ排出実態調査報告書」
港区「平成30年度ごみ排出量実態調査報告書」
新宿区「令和3年度資源・ごみ排出実態調査報告書」
東京二十三区清掃一部事務組合「清掃事業年報(令和2年度)」より作成



→ 港区は23区内で最も飲食店が多いです。

東京都23区の飲食店数

港区内の飲食店数は、5,351店舗です。



出典: 総務省「統計でみる市区町村のすがた2022」

取組状況

港区では、食品廃棄物削減に向けた様々な取組を実施しています。
ここでは、その一部を紹介します。

● 食べきり強化月間

宴会やパーティーが多くなる年末年始、歓送迎会シーズンを「食べきり強化月間」とし、料理を残さずおいしく食べることを啓発しています。

【冬の陣】12月16日～翌年1月15日

【春の陣】3月16日～4月15日



■ 啓発内容

区有施設や品川駅東口自由通路のデジタルサイネージに啓発動画の配信
本庁舎、各総合支所に横断幕、懸垂幕の設置

● 30・10（さんまる・いちまる）運動

1 外食時の30・10取組

宴会等の外食時に、宴会開始後30分間と終了前の10分間は料理をおいしく食べることで、食品ロスを減らす取組です。

2 家庭版30・10取組

毎月30日は「冷蔵庫クリーンアップデー」で賞味期限や消費期限が近い食材を積極的に活用する日、毎月10日は「もったいないフッキングデー」で普段捨ててしまいがちな野菜の皮の活用や余った料理をリメークする日として、食品ロスを減らす取組です。



● 港区食べきり協力店登録制度

飲食物を提供する区内の店舗・宿泊施設を対象に、食べ残しを減らす取組や利用者に食べることを促す取組を行う店舗等を、食べきり協力店として登録します。

1 登録の要件

下記の取組項目を、1つ以上実践する店舗を食べきり協力店として登録します。

- (1) 小盛メニュー等の導入
- (2) 食べ残しを減らすための呼びかけ
- (3) ポスター等の掲示による、食べ残し削減に向けた啓発活動の実施
- (4) 食品リサイクルの実施
- (5) フードシェアリングアプリケーションソフト等の活用
- (6) フードバンクへの食品の提供
- (7) その他の食べ残しを減らすための工夫

2 登録店のPR

区民・在勤者等に食べきり協力店の取組を広く紹介し、積極的に利用するよう呼びかけています。

- (1) 申請者に対して登録証、ステッカーを交付します。
- (2) 登録店舗を、区ホームページへの情報掲載やパネル展等で紹介します。
- (3) 食べきり協力店ガイドブックを発行し、登録店の取組内容を紹介しています。



●食品ロス削減推進計画

令和3年度から令和14年度までを計画期間とする「港区一般廃棄物処理基本計画（第3次）」の中に、食品ロスの削減の推進に関する法律に定める「食品ロス削減推進計画」を策定しています。

令和14年度までに、食品ロス発生量を約3,800t削減することを目標としています。

約3,800tの削減に寄与！



出典：港区「港区一般廃棄物処理基本計画（第3次）」

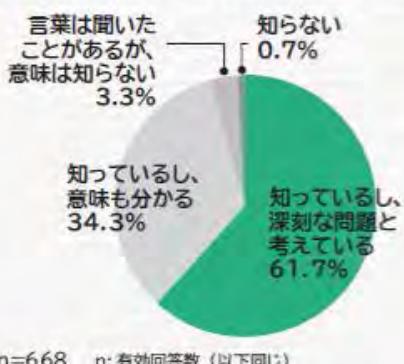
区民向け食品ロス削減

「食品ロスに関する認知度」、「区民の食品に対する普段の行動」について、改善目標を掲げています。

区民向け食品ロス削減

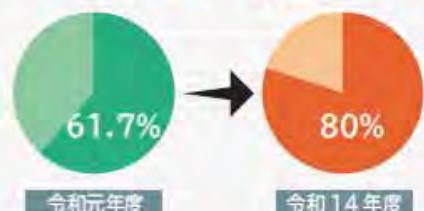
区民の食品ロスに関する認知度

Q. あなたは、食品ロスという言葉を知っていますか？



『知っているし、深刻な問題と考えている』の回答を

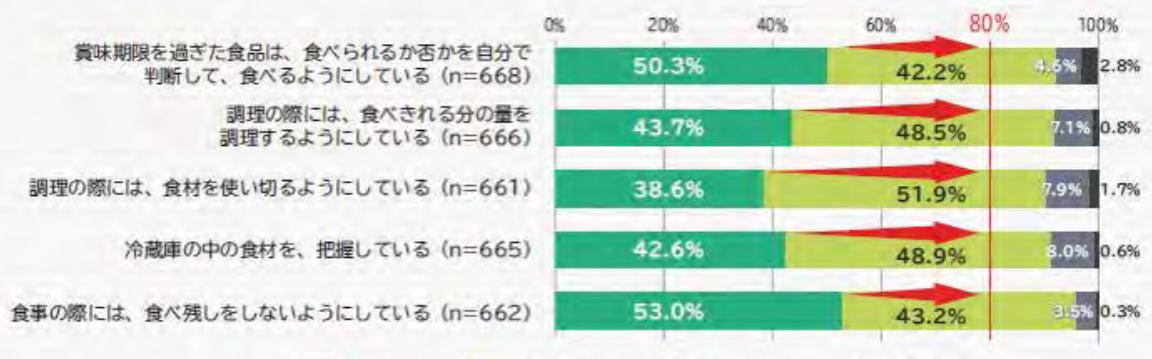
80%に改善！



区民の食品に対する普段の行動

Q. あなたの食品に関する普段の行動について伺います。

『常に行う』の回答を
80%に改善！



出典：港区「港区一般廃棄物処理基本計画（第3次）」

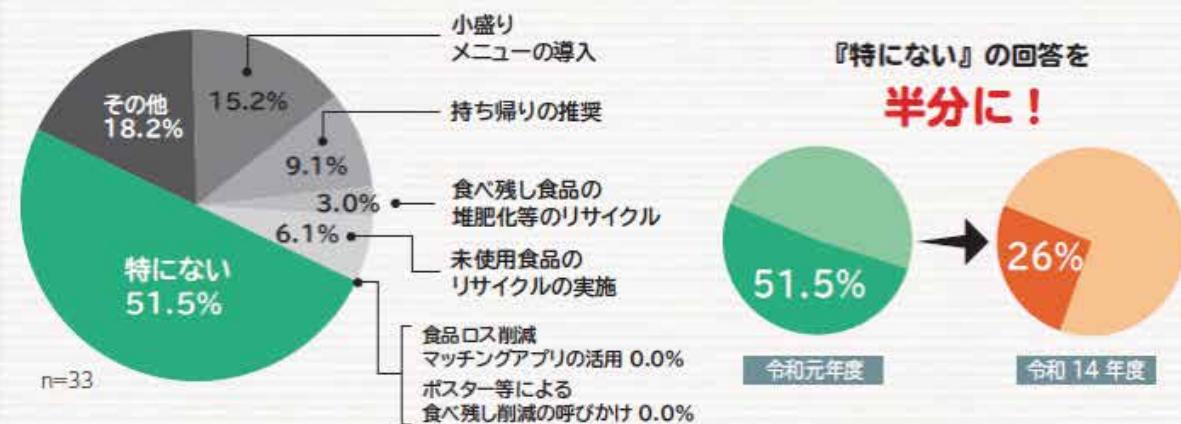
事業者向け食品ロス削減

「食品廃棄物削減の取組状況」について、改善目標を掲げています。

事業者向け食品ロス削減

事業者の食品廃棄物削減の取組状況・

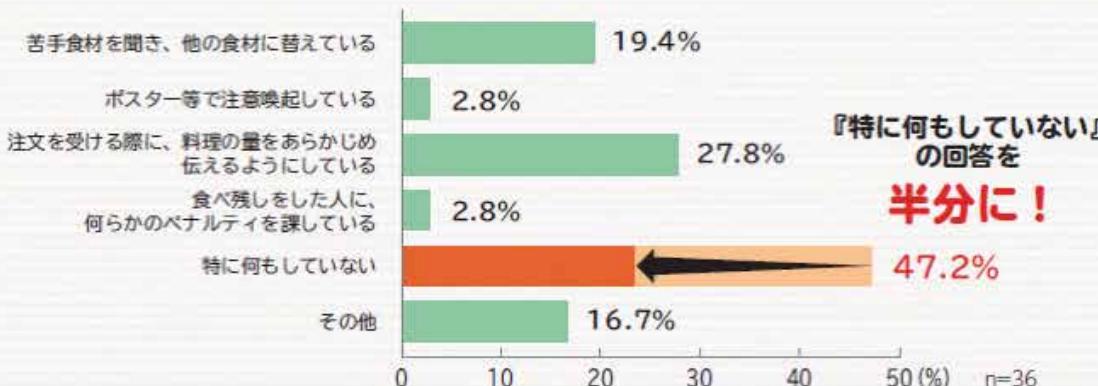
Q. 食品廃棄物削減のため、事業所で取り組んでいるのはどのようなことですか？



『特にない』の回答を
半分に！



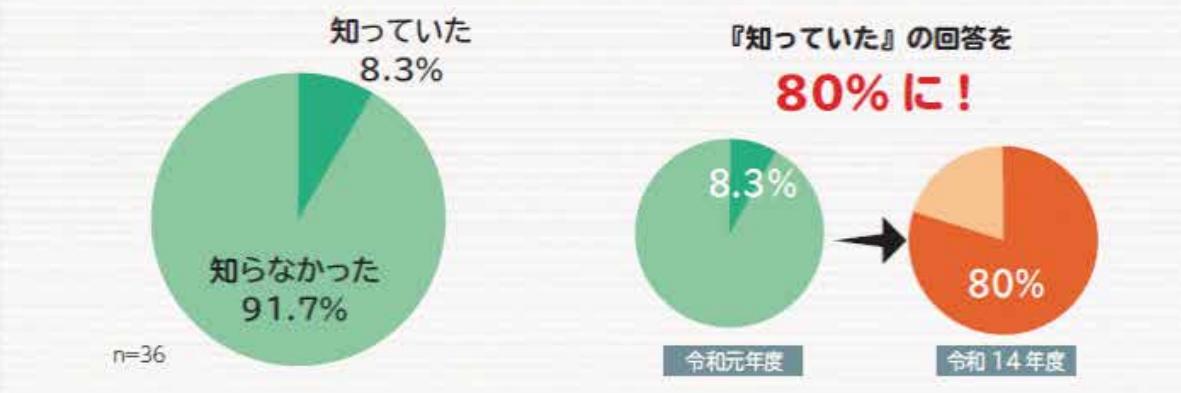
Q. 宴会での食べ残しを減らすために、取り組んでいることはありますか？



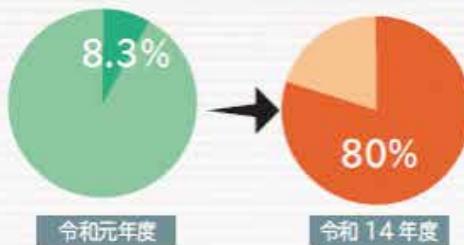
『特に何もしていない』の回答を
半分に！

食べきり協力店登録制度の認知度・

Q. 区の“食べきり協力店”の登録制度を知っていますか？



『知っていた』の回答を
80%に！



出典：港区「港区一般廃棄物処理基本計画（第3次）」

港区の防災～災害対策と新型コロナウイルス感染症対策～

現状と課題

現 状

- 近年、日本では多くの自然災害が頻発し、甚大な被害が発生しています。直近では、平成30年に西日本豪雨と北海道胆振東部地震、令和元年9月の台風15号では関東地方を中心に猛烈な風が吹き、中でも千葉県において61万戸以上が停電、7万戸以上で住家被害を受けました。港区においても、平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、首都圏における大量の帰宅困難者による混乱が発生しました。
- これらの状況を踏まえると、今後、さまざまな自然災害に対する防災対策を迅速かつ計画的に推進していくことが求められます。

課 題

- このような状況を踏まえると、将来発生が懸念される大規模自然災害時の混乱に加えて、新型コロナウイルス感染症の拡大も重なり、複合災害が発生する可能性も考えられます。そこで、新型コロナウイルス感染症の拡大をできる限り抑制しながら、大規模自然災害に備えて避難者対策を具体化していくことが必要となります。
- 港区においては他の地域に比較して昼間人口が多いことから、帰宅困難者による混乱と感染拡大のどちらも意識しながら帰宅困難者と地域への対策を検討していくことが求められています。

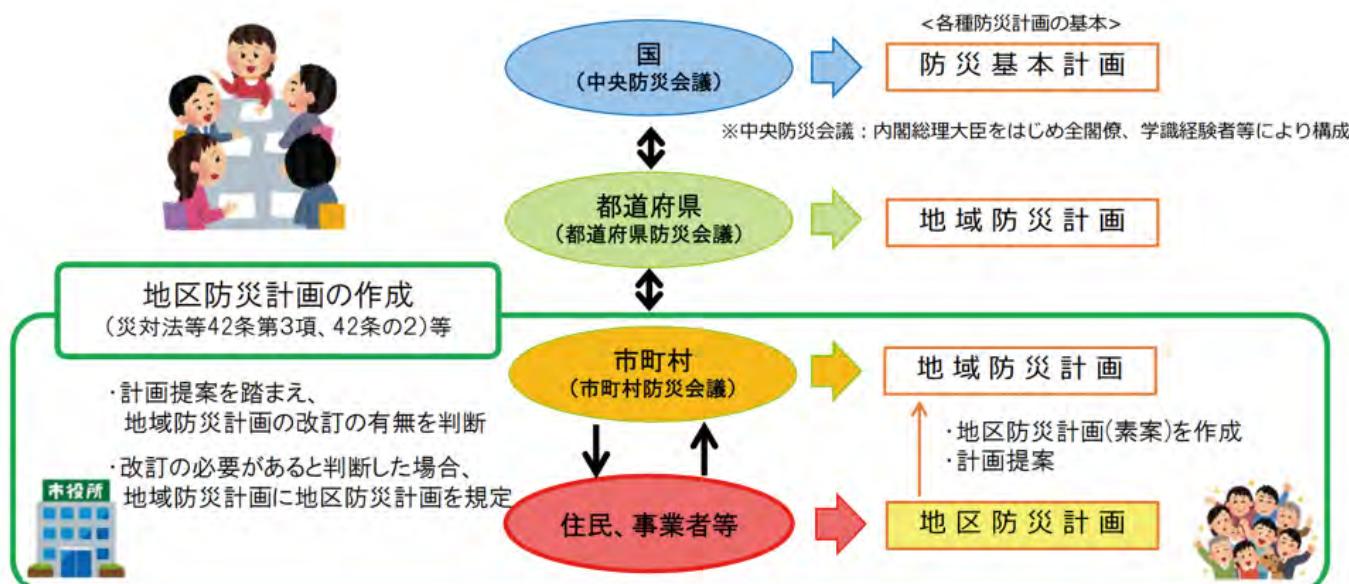
→ 大規模自然災害対策と感染症対策を併せて、迅速かつ計画的に推進していく必要があります。

防災計画の全体像

従来、防災計画としては国レベルの総合的かつ長期的な計画である防災基本計画と、地方レベルの都道府県及び市町村の地域防災計画を定め、それぞれのレベルで防災活動を実施してきました。

しかし、東日本大震災において、自助、共助及び公助が連携することによって大規模広域災害後の災害対策が上手くはたらくことが強く認識されました。そこで、地域コミュニティにおける共助による防災活動の推進の観点から、市町村内の居住者及び事業者が行う自発的な防災活動に関する地区防災計画制度が創設されました（平成26年4月1日施行）。具体的には、地区防災計画は、市町村内の商店街や小学校区、複合ビルなどのコミュニティレベルでの住人や企業などによる自発的な防災活動について防災計画を策定します。

このようにコミュニティから提案する形を取るため、地区防災計画は固有の地域特性を反映した計画として策定され、これにより地域住民の命を守る街づくりに繋がります。



出典：内閣府「みんなでつくる地区防災計画～「自助」「共助」による地域の防災～」(平成26年3月)

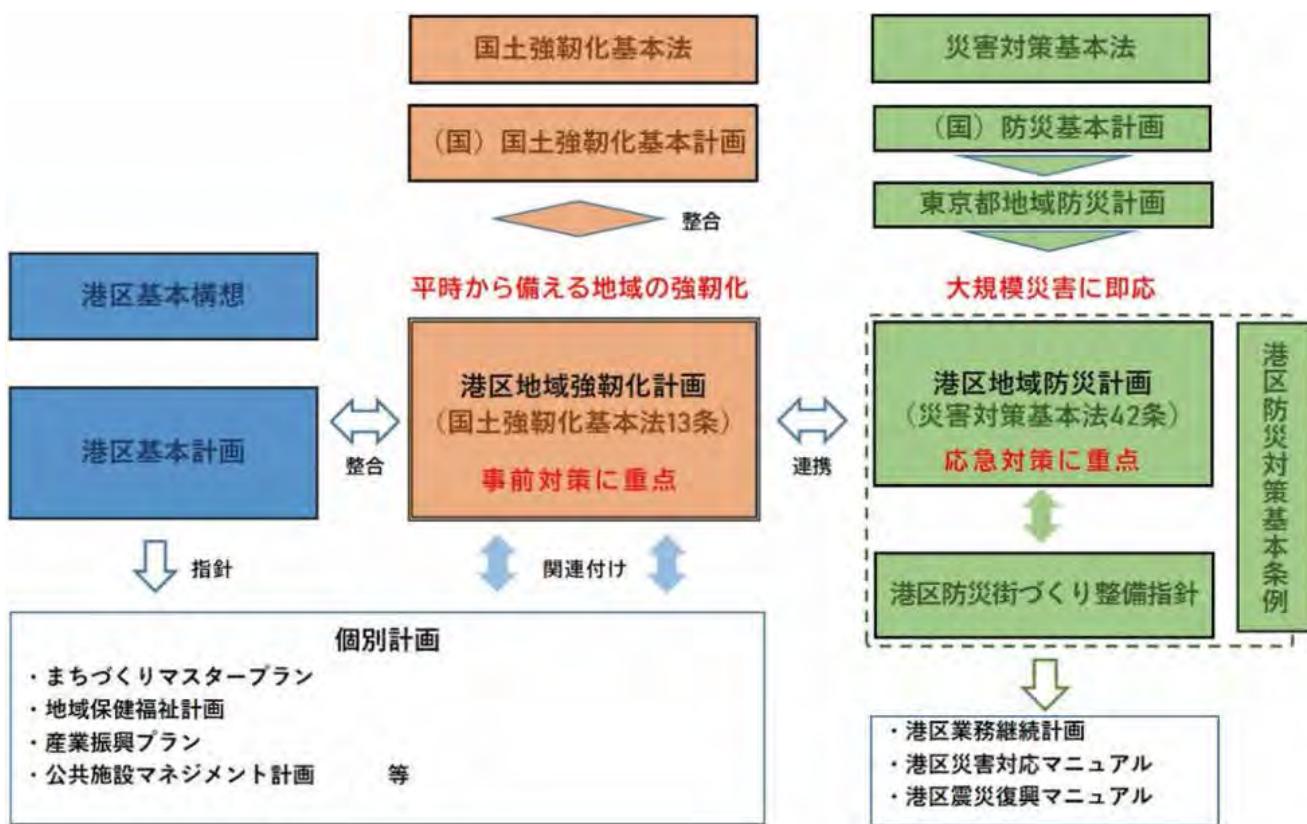


→ 地域住民の命を守るためにまちづくりを実現するために、地域コミュニティごとに防災活動を検討・提案できる手段として地区防災計画の活用が想定されます。

港区における防災計画と国土強靭化計画の状況

区では、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法」に基づき、港区における強靭化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針として「港区地域強靭化計画」を策定しました（令和3年3月）。本計画は、港区基本計画と整合を取り、令和3年から令和8年までの6か年を計画期間としています。

また、区では災害対策基本法に基づき、各種災害に対し応急対策に重点を置きつつ、予防から復旧までの対策を網羅的に定めた「港区地域防災計画」を策定しています。これに対し「港区地域強靭化計画」は、平時からの事前対策に重点を置き、自然災害等が発生した際のリスクを明らかにした上で、最悪の事態に陥らないための取組を体系化した指針として策定するものです。



→ 区では、災害時の避難所の機能強化や災害時の感染症対策等の取組を進めるために、地域の強靭化を目指して「港区地域強靭化計画」を策定しています。

首都直下地震の発生を想定した際の避難者数（東京湾北部地震）

首都直下地震の発生を想定した避難者数は、最大約330万人と想定されています。また、低圧ガス供給支障率が74.2%にのぼるほか、上下水道の断水など、各種ライフラインへの甚大な影響も想定されます。

被 害 項 目	想定される被害		
避難者数	最大	3,385,489	人
避難所へ避難する人	最大	2,200,568	人
避難所以外のところへ避難する人	最大	1,184,921	人
停電率	最大	17.6	%
固定電話不通率	最大	7.6	%
低圧ガス供給支障率	最大	74.2	%
上水道断水率	最大	45.2	%
下水道管きよ被害率	最大	27.1	%

出典：東京都総務局「東京都地域防災計画（震災編）」

港区における首都直下地震の発生を想定した際の避難者数・帰宅困難者数

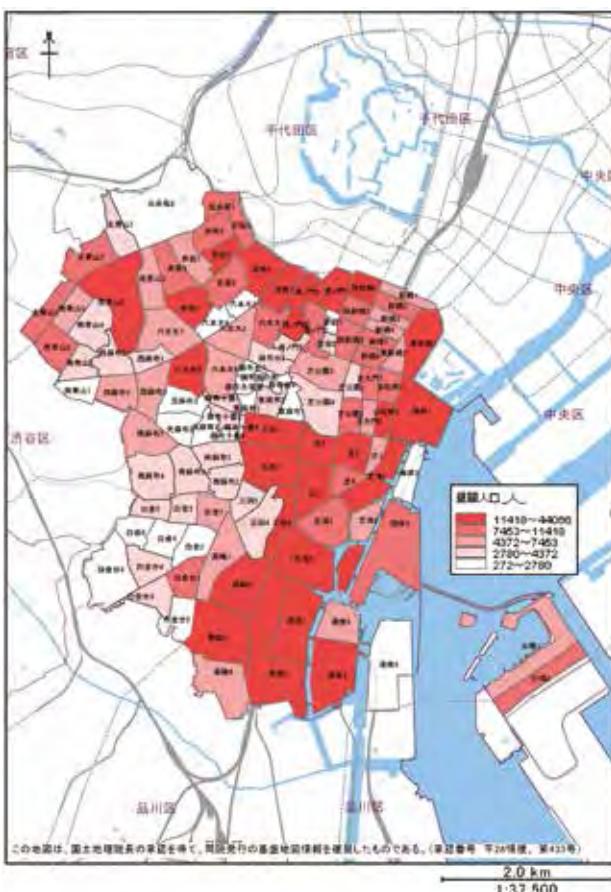
首都直下地震等による東京の被害想定について、避難者数は夜間人口に、帰宅困難者数は昼間人口に概ね比例していることが分かります。

したがって、23区内でも昼間人口が多い港区は、他区と比較して、帰宅困難者の想定数が多く、より入念な防災対策が必要であると言えます。

区	夜間人口	避難者数	昼間人口	帰宅困難者数
千代田区	47,115 人	11,076 人	853,382 人	501,355 人
中央区	122,762 人	44,773 人	647,733 人	309,315 人
港区	205,131 人	51,313 人	908,940 人	468,794 人
新宿区	326,309 人	76,805 人	770,094 人	313,811 人
文京区	206,626 人	61,865 人	336,229 人	131,632 人
台東区	175,928 人	78,114 人	303,522 人	112,757 人
墨田区	247,606 人	144,939 人	262,514 人	79,083 人
江東区	460,819 人	233,762 人	490,708 人	178,078 人
品川区	365,302 人	184,510 人	505,034 人	179,084 人
目黒区	268,330 人	94,335 人	271,320 人	78,206 人
大田区	693,373 人	364,824 人	657,209 人	166,426 人
世田谷区	877,138 人	242,390 人	736,040 人	168,047 人
渋谷区	204,492 人	65,234 人	542,803 人	222,342 人
中野区	314,750 人	76,807 人	285,636 人	58,123 人
杉並区	549,569 人	176,369 人	439,379 人	92,357 人
豊島区	284,678 人	52,485 人	378,475 人	140,005 人
北区	335,544 人	73,410 人	307,317 人	69,466 人
荒川区	203,296 人	116,502 人	184,021 人	39,287 人
板橋区	535,824 人	71,832 人	456,425 人	104,123 人
練馬区	716,124 人	91,229 人	530,628 人	98,294 人
足立区	683,426 人	280,862 人	539,309 人	107,115 人
葛飾区	442,586 人	200,970 人	343,039 人	70,560 人
江戸川区	678,967 人	316,536 人	534,942 人	102,564 人

出典：東京都総務局「東京都地域防災計画（震災編）」

昼間人口マップ



出典：総務省統計局「平成27年国勢調査結果」より作成

23区から見た港区の避難所・福祉避難所の現状

東京都総務局総合防災部の「令和元年度 区市町村防災事業の現況(平成31年4月1日現在)」によると、23区指定の避難所・福祉避難所の合計(以下「避難所等」といいます。)箇所数は2,793件、総面積は461万m²、想定収容人数は198万人となっています。そのうち港区は78件の避難所等を持ち、総面積は6万9,222m²、想定収容人数は4万3,746人となっています。

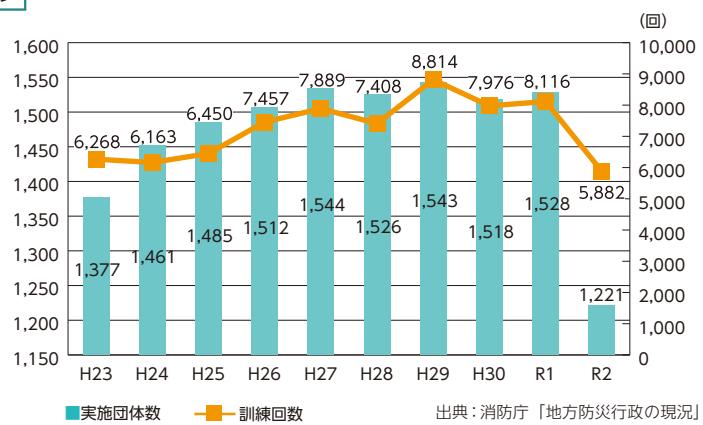
なお、東京都の「地域防災計画(震災編)」では、避難所に受け入れる被災者数は、おおむね居室3.3m²当たり2人とするとしており、いずれの区も概ね満たしていると言えます。

区市町村	箇所数	総面積(m ²)	想定収容人数	1避難所当たりの面積(m ²)	1避難所当たりの収容人数	一人当たりの1避難所での平均面積(m ²)
千代田区	20	30,281	10,563	1,514.1	528.2	2.9
中央区	46	81,551	38,194	1,772.8	830.3	2.1
港区	78	69,222	43,746	887.5	560.8	1.6
新宿区	133	116,576	69,002	876.5	518.8	1.7
文京区	49	65,629	39,033	1,339.4	796.6	1.7
台東区	58	168,028	87,589	2,897.0	1,510.2	1.9
墨田区	57	192,612	57,525	3,379.2	1,009.2	3.3
江東区	216	256,720	154,680	1,188.5	716.1	1.7
品川区	191	332,054	91,304	1,738.5	478.0	3.6
目黒区	104	90,557	37,678	870.7	362.3	2.4
大田区	165	397,178	159,791	2,407.1	968.4	2.5
世田谷区	213	273,289	165,707	1,283.0	778.0	1.6
渋谷区	48	77,623	46,864	1,617.1	976.3	1.7
中野区	92	250,244	50,600	2,720.0	550.0	4.9
杉並区	123	225,278	100,395	1,831.5	816.2	2.2
豊島区	119	90,155	23,815	757.6	200.1	3.8
北区	124	501,368	141,678	4,043.3	1,142.6	3.5
荒川区	90	133,458	80,367	1,482.9	893.0	1.7
板橋区	115	162,602	100,217	1,413.9	871.5	1.6
練馬区	205	684,622	96,340	3,339.6	470.0	7.1
足立区	194	—	160,847	—	829.1	—
葛飾区	154	157,719	90,494	1,024.1	587.6	1.7
江戸川区	199	262,998	138,009	1,321.6	693.5	1.9
区計	2,793	4,619,764	1,984,438	1,654.1	710.5	2.3

出典: 東京都総務局「令和元年度 区市町村防災事業の現況」

全国の市区町村における防災訓練実施団体数及び訓練回数の推移

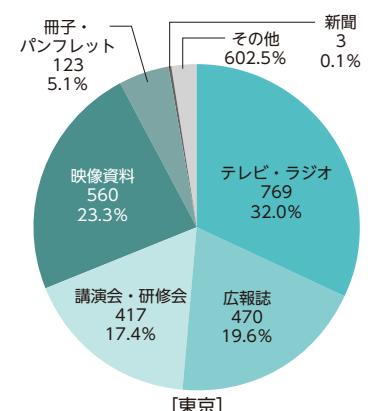
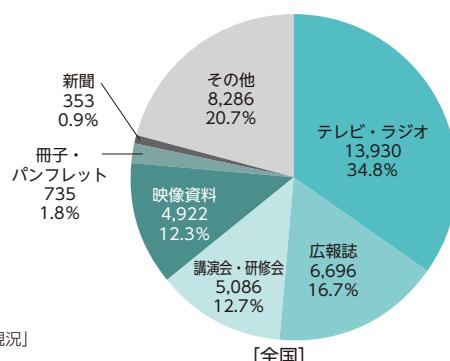
全国の市区町村において実施団体数は平成26年以降1,500団体程度で概ね横ばいに推移していますが、訓練回数については平成26年に7,457回から令和元年8,116回に微増傾向にあります。ただし、令和2年は、感染症の感染拡大に起因すると見られる減少となっています。



出典: 消防庁「地方防災行政の現況」

全国と東京都の市町村における災害対策啓発事業の実施状況

全国と東京どちらもテレビ・ラジオが最も多く、次いで広報誌、講習会・研修会と続きます。このことから、テレビとラジオは災害対策を啓発するにあたり、重要なメディアだと考えられます。

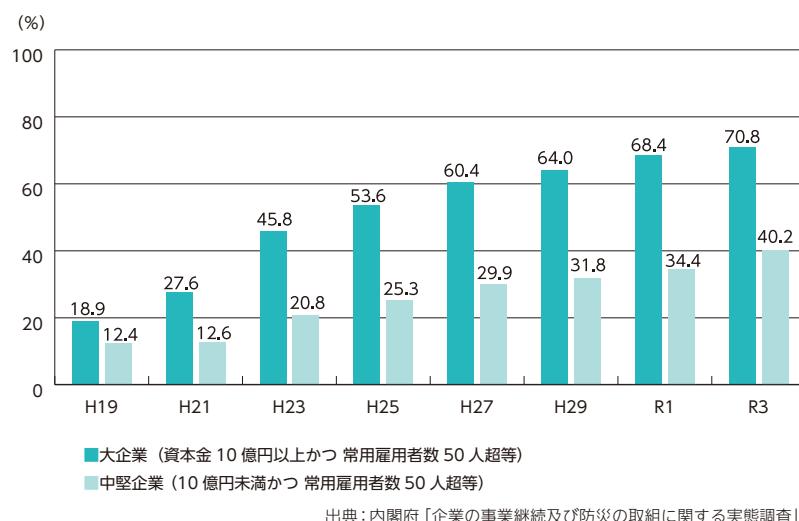


出典: 消防庁「令和元年度地方防災行政の現況」
※令和2年度は同様の掲載なし

BCP (Business,Continuity,Plan=事業継続計画) 策定率

首都直下地震をはじめとする災害発生時において、事業者が倒産や事業縮小を余儀なくされないためには、平常時から緊急時に事業の継続・早期復旧を図るための計画を立てる必要があります。そのためには、BCP (Business,Continuity,Plan=事業継続計画) を策定し、災害発生時においても事業の継続・早期復旧を図りながら、顧客と従業員の安全に配慮し、地域との相互連携が求められます。

そこで、BCP策定率をみると、大企業は平成19年に18.9%がBCPを策定していましたが、令和元年には約50%ポイント上昇し、68.4%までBCP策定が普及していることがわかります。一方、中堅企業では平成19年の12.4%から約20%ポイント上昇し、令和元年には34.4%までBCPの策定が普及しています。大企業と中小企業のどちらも直近10~15年でBCPの策定が進んでいることがわかりますが、大企業に比較して中小企業においてBCPの策定が遅れている状況といえます。



出典：内閣府「企業の事業継続及び防災の取組に関する実態調査」

取組状況

港区では、災害対策と新型コロナウイルス感染症対策に関する様々な取組を実施しています。
ここでは、その一部を紹介します。

区内事業者の事前対策、災害発生時の対策を促進するための各種マニュアルの整備

1 民間事業者向け一時滞在施設運営マニュアル

区では平成26年9月の時点で考えられる帰宅困難者受入や、施設滞在者への支援活動に関する考え方と手順を、協議または訓練により検証した内容を記載したマニュアルを策定しています。

2 港区中小企業向けBCP（事業継続計画）作成マニュアル

前出の通り、大企業に比較して中堅企業でBCP (Business,Continuity,Plan=事業継続計画) の策定が遅れていることを踏まえ、区では、災害時においても顧客と従業員の安全と同様に配慮し、地域の人々や地域の防災組織と相互連携するためにBCP作成マニュアルを策定しました。

事業者には、できることから災害対策を進め、災害発生時に事業の早期復旧を可能とする体制づくりの推進を推奨しています。

3 港区事業所向け防災マニュアル「Never Too Late」

事業所の防災対策は、防災の基本に加えて「事業の継続」の観点が欠かせません。

防災の基本としては、第一に、「自分の身は自分で守る」という地震対策の基本を認識すること、第二に、小売業やサービス業等においては顧客の安全も従業員の安全と同様に配慮すること、第三に、地域社会の一員であることを自覚し、地域の人々や地域の防災組織と相互連携することを目指すことが求められます。

これらの防災の基本に加えて「事業の継続」を実現しながら、防災体制をより一層充実強化できるよう、区では事業所向け防災マニュアル「Never Too Late」を作成しています。



●区内の避難所における新型コロナウイルス感染症対策の実施

区は、避難所における新型コロナウイルス感染症の感染リスクを減らすため、「3つの密（密閉・密集・密接）」を回避する対策や、マスク等の衛生用品の備蓄を行っています。

[区が実施している避難所の感染症対策]

- (1) 換気を行い、密閉空間を作らないように努めます。
- (2) 共用部分等の定期消毒・清掃を行い、衛生環境を整えます。
- (3) 避難者同士の間隔は2メートル確保できるようにします。
- (4) 避難者同士のスペースを区切るためのパーテーションの他、マスクやアルコール消毒液、空気清浄機、体温計等、必要な衛生用品を備蓄物資として用意します。
- (5) 発熱・咳の症状が出た人には個室スペースや感染症対策用テントを用意します。



【参考】パーテーション



【参考】感染症対策用テント

なお、区でも備蓄を行っていますが、マスクやアルコール消毒液等の衛生用品や7日分の水や食料、携帯トイレ等の防災用品を自宅に備蓄することが重要です。また区では、区民を対象に防災用品をあっせんしています。(防災用品あっせんの申込みは、防災課および各総合支所区民課保健福祉係で行っています。)

[避難所に移動する際に持参するものの例]

- ・マスク
- ・アルコール消毒液
- ・タオル
- ・体温計
- ・スリッパ
- ・歯磨きセット
- ・生理用品
- ・モバイルバッテリー

●港区防災ラジオの配付

先に示した災害対策啓発事業として利用されていた手段として、テレビとラジオが挙げられましたが、区でもラジオによって防災情報を発信しています。区では、地震や大雨等に伴って災害が発生、または発生するおそれがあるときに防災行政無線を用いて情報をお知らせしています。このため区では、防災行政無線で放送する内容を聞くことができる「防災ラジオ」を導入しており、希望する世帯に有償で配付しています。また、令和4年6月1日から町会・自治会、マンション管理組合等にも配付対象を拡大しています。

[防災ラジオでお伝えする内容]

- ・緊急地震速報（地震が来る前）280MHz帯防災ラジオ
- ・気象の特別警報
- ・津波に関する情報
- ・区内の大震
- ・国民保護情報（ミサイル攻撃など）
- ・土砂災害警戒情報など
- ・その他区の緊急情報
- ・防災行政無線の定時放送（夕焼け小焼け）



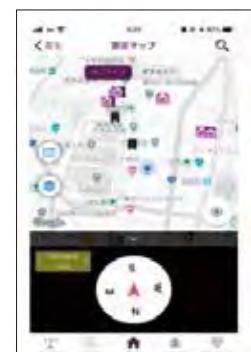
※AM、FMラジオ放送を聞くことができます。なお、AM、FMラジオ放送の視聴中に区の情報を受信した場合には、区の情報が優先して放送されます。

●「港区防災アプリ」の配信

災害対策啓発事業として利用される手段はテレビやラジオだけではありません。区では防災意識の普及・啓発をするために、「港区防災アプリ」を無料で配信しています。主に、防災マップ、地区別防災マップ、水位・雨量情報、安否情報、港区防災情報、防災ガイド等を把握することができます。



トップメニュー



防災マップイメージ

学校教育の情報化

現状と課題

現 状

- 近年ではビッグデータやオープンデータの活用が進むとともに、AIやIoTなどの新しい通信技術が用いられるようになり、我が国の経済成長を支える要素の一つになっています。
- 令和元年12月、国はSociety5.0の実現に向け、子どもの個性に合わせた教育の実現などを目的として、児童・生徒に1人1台の学習者用端末の配備や高速ネットワーク環境等を整備する「GIGAスクール構想」を示しました。
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴いオンライン授業の必要性が高まったことで、補正予算によって計画を前倒すことが目標にあげられました。
- 国は、平成29・30年、幼稚園教育要領及び小・中学校学習指導要領を改訂し、小・中・高等学校を通じて、プログラミング教育を充実させるとしています。
- 東京都は、長期ビジョン「未来の東京」において、「TOKYOスマート・スクール・プロジェクト（学び方・教え方・働き方の三大改革）」を打ち出し、子どもたちの学ぶ意欲に応え、子どもたちの力を最大限に伸ばすためのトータルツールとして、教育のデジタル化を強力に推進するとしています。
- 区は、GIGAスクール構想の実現を目指し、令和2年度に区立小・中学校の児童・生徒に1人1台のタブレット端末を配備しました。

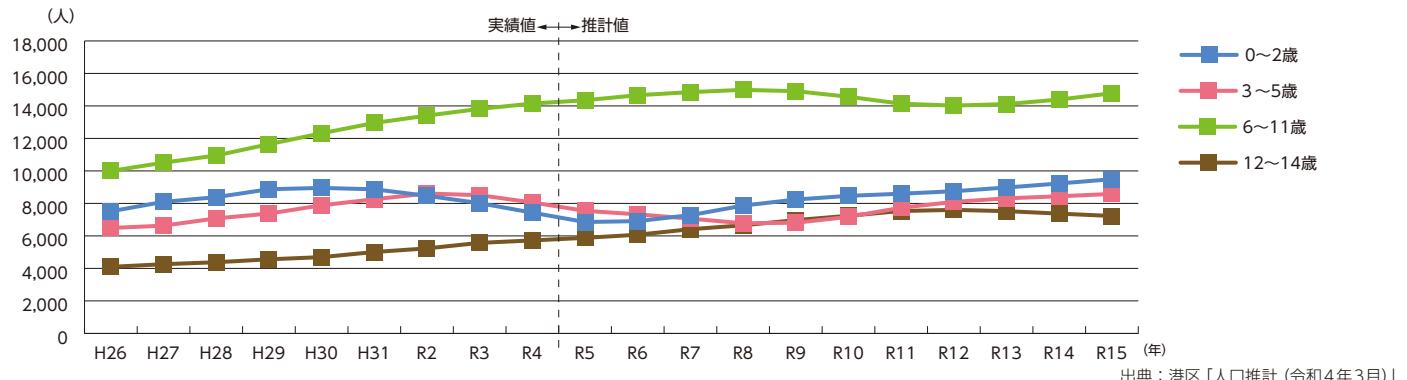
課 題

- ICTを活用することが当たり前の世の中となっている中で、子どもたちが社会で生きていくために必要な資質・能力を育むためにも、学校の生活や学習において日常的にICTを活用できる環境を整備していくことが求められています。
- GIGAスクール構想を進め、児童・生徒に対して1人1台タブレット端末を配備した上で、配備したタブレット端末を活用することでプログラミング的思考を促すとともに、必要な情報を取捨選択するなどの思考力・判断力・表現力を一層高める必要があります。

→年少人口は引き続き増加を見込んでおり、教育の充実が求められます。

港区人口推計における子どもの数

令和2年以降、コロナ禍に伴う人口減少傾向に転じましたが、将来人口としては増加すると見込んでおり、実際に令和4年以降、再び増加に転じました。特に「6～11歳」の増加が顕著になっています。

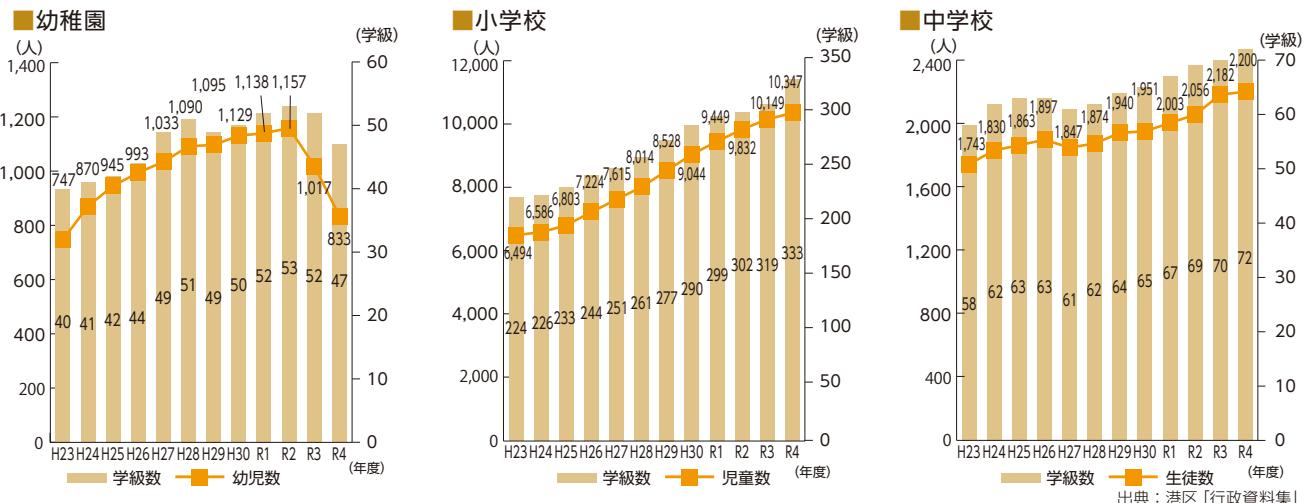


出典：港区「人口推計（令和4年3月）」

港区立幼稚園、小・中学校の学級数と人数

幼稚園、小・中学校の学級数、人数のいずれも増加しています。平成23年度と比較した令和4年度の人数は、幼稚園で86人、小学校で3,853人、中学校で457人増加しています。

(各年度5月1日現在)



出典：港区「行政資料集」

→ 教育の情報化が求められています。

ICTを活用することが当たり前の世の中となっている中で、子どもたちが社会で生きていくために必要な資質・能力を育むためにも、学校の生活や学習において日常的にICTを活用できる環境を整備していくことが求められています。

コロナ禍により、端末の持ち帰り学習などが行われるようになり、子どもたちが効果的・効率的に学習を進めていくためにも、ICTリテラシーをはじめとした教育の情報化の重要性が高まっています。

また、教員の長時間労働が社会的に問題視されており、教員の業務負担軽減に向けても、ICTの積極的活用が求められています。

【児童・生徒の視点】

目標1 新しい時代に必要となる資質・能力を育む、ICTを活用した「主体的・対話的で深い学び」の実現

【教員の視点】

目標2 教員のICTを活用した指導力の向上と、校務の効率化による児童・生徒と向き合う時間の創出

【インフラ・セキュリティの視点】

目標3 日常的に活用できるICT環境の整備と教育情報セキュリティの確保

出典：港区「港区教育情報化アクションプラン」

→ GIGAスクールを取り巻く環境はコロナ禍で加速しました。

国は、1人1台端末及び高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備するとともに、並行してクラウド活用推進、ICTの整備調達体制の構築、利活用優良事例の普及、利活用のPDCAサイクル徹底等を進めることで、多様な子どもたちを誰一人取り残すことのない、公正に個別最適化された学びを全国の学校現場に持続的に実現させるため、「GIGAスクール構想」を推進しています。

区では、「主体的・対話的で深い学び」の実現や、子どもたちの情報活用能力の育成、ICTを活用した校務の効率化を推進するため、「港区学校情報化アクションプラン」を策定し、学校のICT環境を整備するとともに、ICTを活用した教員の指導力の向上や教育情報セキュリティ体制の強化に努めています。

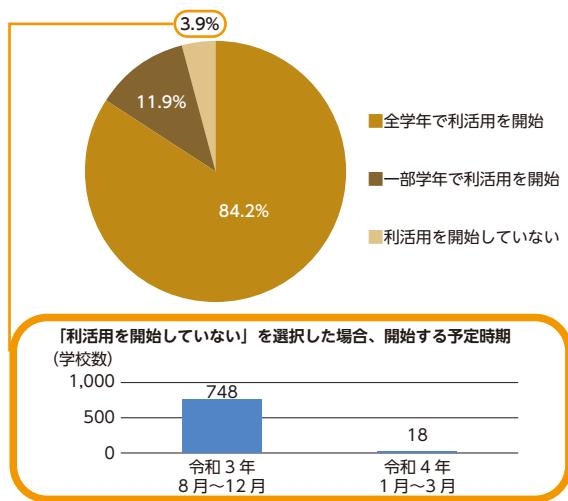


出典：文部科学省「GIGAスクール構想の実現へ」

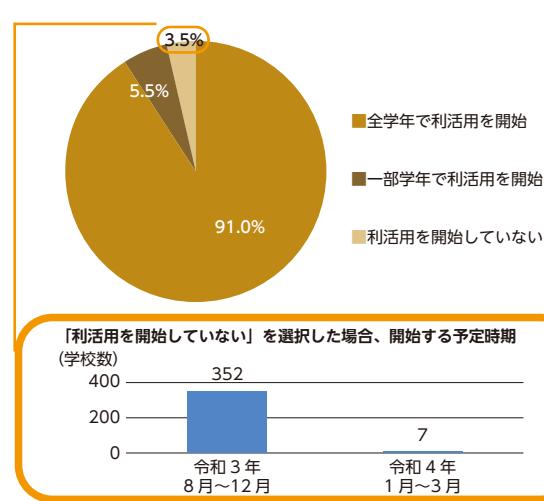
小・中学校における端末の利活用開始状況

全国の公立の小・中学校等の96%以上で、「全学年」又は「一部の学年」で端末の利活用を開始しています。

■ 小学校等の端末の利活用開始状況 学校数



■ 中学校等の端末の利活用開始状況 学校数



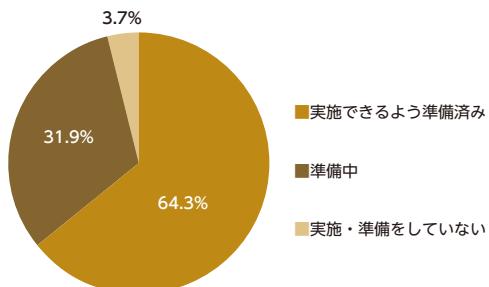
出典：文部科学省「GIGAスクール構想に関する各種調査の結果」

端末の持ち帰り学習の実施状況

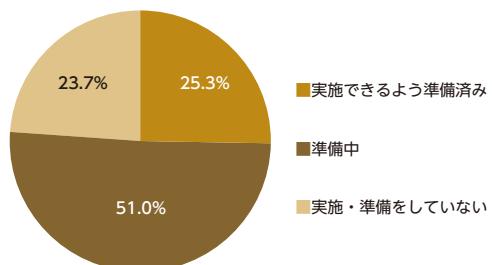
臨時休校等の非常時における端末の持ち帰り学習の実施状況は、64.3%が「実施できるよう準備済み」となっており、「準備中」も含めると96%を越えます。

一方、平常時の実施状況については、「実施している」が25.3%となっています。

■非常時の端末の持ち帰り学習の実施状況（学校数）



■平常時の端末の持ち帰り学習の実施状況（学校数）



出典：文部科学省「GIGAスクール構想に関する各種調査の結果」

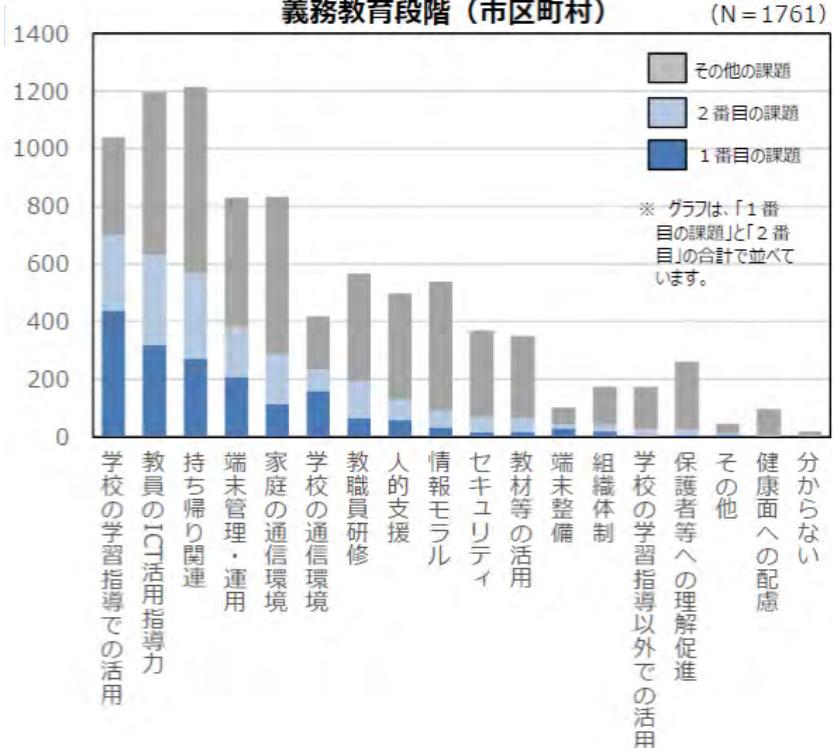
GIGAスクール構想における課題

1番目と2番目の課題として、「学校の学習指導での活用(39.8%)」「教員のICT活用指導力(35.8%)」「持ち帰り関連(32.3%)」が挙げられています。

さらに、その他の課題も含めると「端末の管理・運用(47.1%)」「家庭の通信環境(47.2%)」が多くなっています。

義務教育段階（市区町村）

(N = 1761)

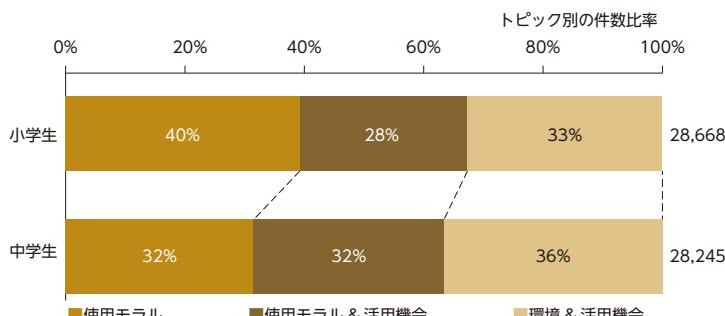


出典：文部科学省「GIGAスクール構想に関する各種調査の結果」

タブレットを学校等で使っているときに困っていること

小学生は、操作方法が難しいなど、リテラシー面に課題が見られます。

中学生では、通信等の環境面やアクセス制限等の使用規則に関しての回答が多くなっています。



テキストマイニング*結果



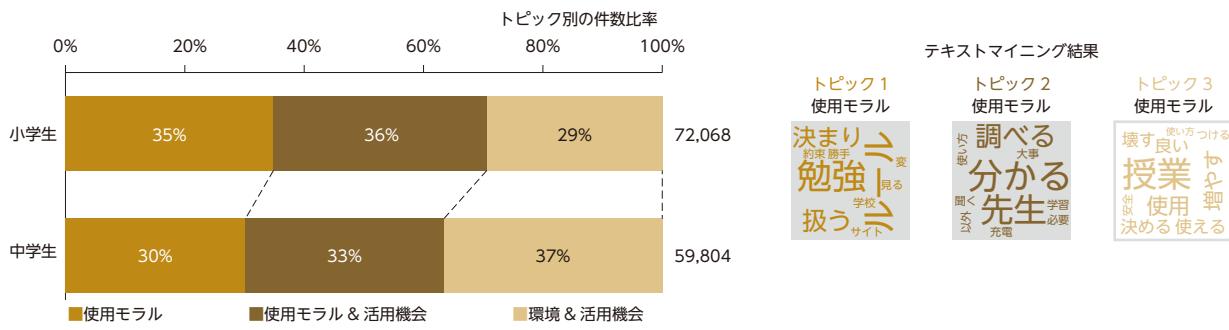
*定性的な特徴を持つテキスト型のデータを定量的に分析する手法

出典：デジタル庁「GIGAスクール構想に関する教育関係者へのアンケートの結果及び今後の方向性について」

学校でのタブレット使用増加に向けて大切なこと

小学生は、自らがモラル・ルールを守ること、先生の言うことを聞くことの重要性を述べた意見が多くなっています。

中学生では、モラルを守ることを重要視する回答が減り、活用機会の増加を求める意見が増えています。



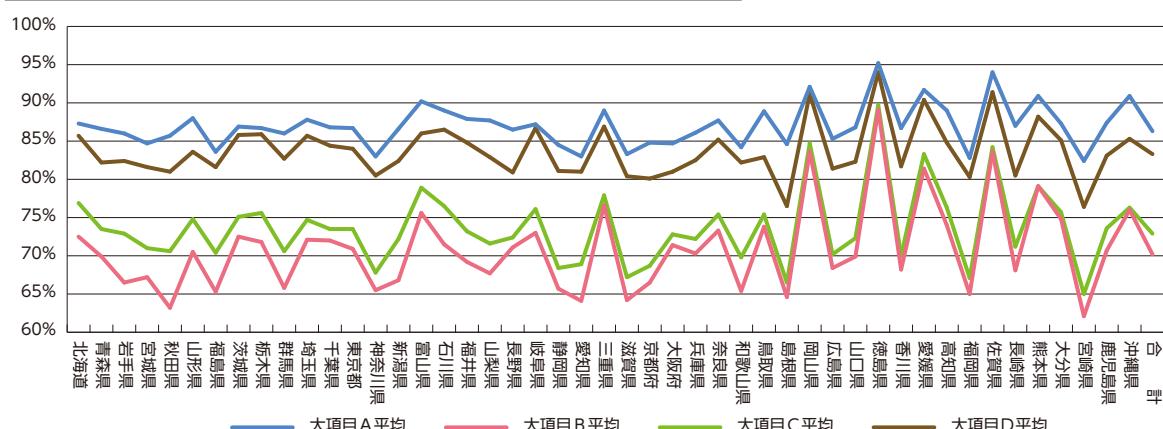
都道府県別「教員のICT活用指導力」*の状況

A～Dの大項目ごとに見ると、都道府県別の傾向は類似したものとなっています。

東京都は、大項目別に20～25位であり、中間程度の水準であることが分かります。

徳島県が全ての大項目で1位、一方、宮崎県が全ての大項目で48位であり、特徴的な結果となっています。

- A 教材研究・指導の準備・評価・校務などにICTを活用する能力
- B 授業にICTを活用して指導する能力
- C 児童生徒のICT活用を指導する能力
- D 情報活用の基盤となる知識や態度について指導する能力

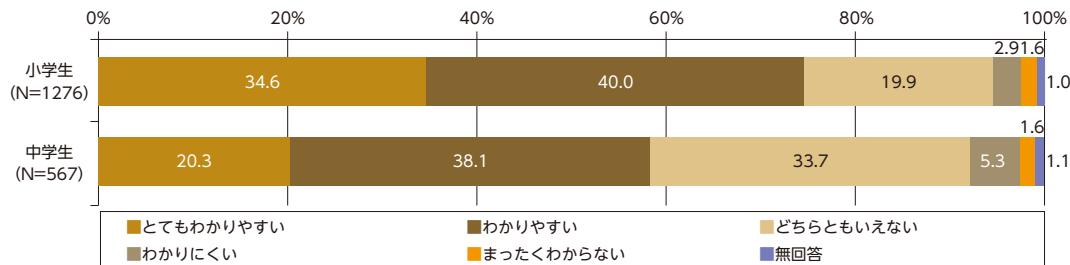


→ 港区の小・中学校では、電子黒板導入やパソコンの活用等の教育の情報化は概ね肯定的に受け止められています。

電子黒板やプロジェクターを使った授業はわかりやすいか

小学生では、「わかりやすい」が40.0%と最も多く、次いで「とてもわかりやすい」が34.6%、「どちらともいえない」が19.9%となっています。

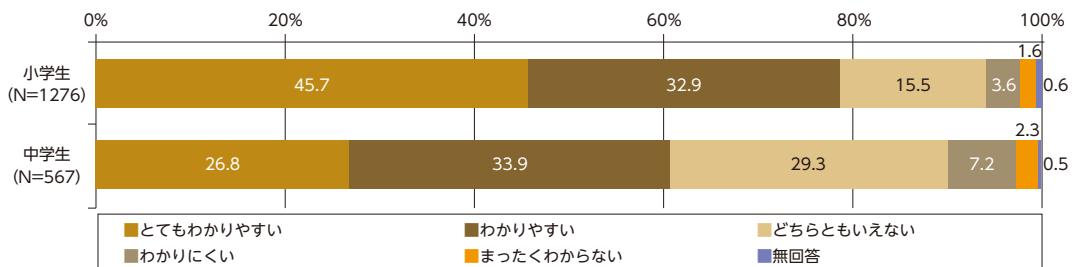
中学生では、「わかりやすい」が38.1%と最も多く、次いで「どちらともいえない」が33.7%、「とてもわかりやすい」が20.3%となっています。



パソコンやタブレットを使った授業はわかりやすいか

小学生では、「とてもわかりやすい」が45.7%と最も多く、次いで「わかりやすい」が32.9%、「どちらともいえない」が15.5%となっています。

中学生では、「わかりやすい」が33.9%と最も多く、次いで「どちらともいえない」が29.3%、「とてもわかりやすい」が26.3%となっています。



出典：港区「港区学校教育推進計画策定に向けたアンケート調査報告書」

コラム～その17～ スマートフォンを活用した体調管理

茨城県つくば市及びつくばみらい市では、児童・生徒の体温・体調の情報を学校と共有するとともに、医師に医療相談を行うことを可能とするスマートフォンアプリを導入しました。

健康予報の機能があり、周囲の感染症の情報や周囲の学校での発熱状況、よく相談されている相談内容を表示し、児童・生徒の病気の予防を行える環境をサポートすることができます。

LEBER for Schoolとは？

児童・生徒の体温・体調の情報を学校と共有したり、体調不良があった際は医師と気軽に相談したりできるスマートフォンアプリケーションです。



コラム～その18～ プログラミング公営塾

島根県邑南町では、プログラミング教育の必修化を受けて、子どもから大人までが共に学ぶことができるプログラミング公営塾を定期的に開催しています。

アニメーションやゲームなどを作りながらプログラミングを学ぶコースやセンターを使ったものづくりを通してプログラミングを学ぶコースがあります。



取組状況

港区では、教育の情報化に向けた様々な取組を実施しています。

ここでは、その一部を紹介します。

● GIGAスクールの推進

児童・生徒に1人1台配備したタブレット端末でデジタル教科書の活用やオンライン学習教材を使った家庭学習等を推進しています。

● ICTを活用した教育の推進

必要な情報を主体的に収集・判断・処理・編集・創造・表現し、発信・伝達できる能力等を育みます。

「港区学校情報化アクションプラン」に基づき、情報端末や電子黒板、デジタル教材など授業において効果的に活用し、時代のニーズに対応した情報教育を推進します。

1 授業の充実

- (1) 教科指導におけるICTの活用は、児童・生徒の学習への興味・関心を高めるとともに、多様な機能を活用して学習内容の理解を深めるなどの効果が期待できます。そのため、小・中学校における各教科指導において、学習目標の達成やねらいに沿った授業を実践することを目的にICTの活用を積極的に推進します。
- (2) ICTを活用した授業を促進し、その効果を検証するため、区研究奨励校として、重点的にICTを活用した授業を実施するモデル校を毎年位置付け、学識者を招いた指導研修等を通じて授業内容の充実を図るとともに、その内容を検証し、研究成果を他校に還元します。モデル校では、GIGAスクール構想の実現に向けて各小・中学校に配備するタブレット端末を活用して、各教科等の指導における活用方法の工夫や自宅に端末を持ち帰った際の効果的な活用について研究を進めます。

2 プログラミング教育の推進

小・中学校のプログラミング教育が円滑に実施できるよう、区内企業等と連携した取組を推進するほか、教員向けのICT実技研修をとおして、各教科、総合的な学習などの特質に応じた実践方法を例示します。

3 情報モラル教育の充実

- (1) 適切な情報モラルの指導を行うため、教員を対象とした研修等の実施により教員自身の情報モラルの意識を高めるとともに、教育用のコンテンツを活用し、児童・生徒の発達段階に応じた情報モラル指導を行います。また、児童・生徒が有害情報に接したり、トラブルに巻き込まれたりすることがないよう、家庭への情報提供やSNSに関するルールづくり等の働きかけ、保護者向けの研修会などを行っています。
- (2) 情報モラル教育を行うことで、児童・生徒のインターネットを利用した犯罪などの被害から守るとともに、配備する1人1台端末でも成長に弊害のあるホームページなどのWeb閲覧を制限します。
- (3) オンライン学習については、保護者向けの講演会等を実施し、児童・生徒だけでなく家庭の情報リテラシーの向上にも努めます。

4 個に応じたICT活用の推進

個別の障害特性や発達段階を考慮した学習、小集団での学習などのICTの効果的な活用を研究するとともに、特別な配慮が必要な児童・生徒に対する指導に役に立つ学習用アプリなどの導入を検討します。また、適応指導教室では、タブレット端末を活用して、児童・生徒がオンラインで在籍校担任教員等と様々なつながりがもてる環境を整えます。

5 ICT機器等の充実

- (1) すべての普通教室に配備している電子黒板を効率的に活用し、教材の拡大提示などの取組を進め授業を活性化させます。特別支援学級や特別教室についても順次、配備を拡大していきます。
- (2) 学習者用のデジタル教科書をタブレット端末に導入することで、児童・生徒が試行錯誤を繰り返し、自立して学習できる環境を整えます。また、教師用のデジタル教科書を、引き続き導入し、授業時の効果的な活用をめざします。

6 教員の指導力向上

- (1) 教員のICT活用能力に応じたICT実技研修会(初級編、中級編)、ICT教育担当者会における研修を引き続き実施するほか、初任者研修においてICT活用の指導方法を学ぶ機会を設けるなど、授業実践能力の向上を図ります。
- (2) 日常の授業の支援、ICT機器操作の支援、教材作成等の支援を目的にICT支援員を派遣し、授業におけるICTの活用を促進します。原則として、週1回、小・中学校に配置するICT支援員については、支援状況や教員からの意見に基づき、派遣日数や効果的な運用を検討します。
- (3) ICT機器に関する問合せを一括で受け付けるヘルプデスクを引き続き設置します。ヘルプデスクは、教育用ネットワークのソフトウェア保守事業者、ハードウェア保守事業者、ICT支援員等の関係者と連携し、機器の不具合や操作方法の確認等への対処を行います。
- (4) タブレット端末を活用した取組について、研究校を指定し効果を検証します。

7 環境整備

- (1) 学級で1人1台のタブレット端末を使用した際に、データ通信容量の多い動画でも同時再生することが可能な無線LAN環境を構築します。タブレット端末の活用が活性化することに合わせて、校内LANの基幹ネットワークを1Gbpsから10Gbpsの高速ネットワークに対応したものに拡充します。
- (2) 高速大容量の通信が可能なネットワーク環境を活用して、クラウドの利用を推進し、児童・生徒が学びの履歴を保存したり、クラウドを活用して協働的に学んだりする学習を展開できるようにします。クラウドを活用することにより、学校や家庭の場所を問わず、児童・生徒が課題に取り組めるようになります。また、学校だけでなく家庭でも高速大容量の通信環境を確保することで、オンライン学習にも円滑に取り組むことができるようになります。

港区政策創造研究所が実施した大規模社会調査

I ひとり暮らし高齢者の生活と意識に関する調査

調査の概要

調査の目的

港区におけるひとり暮らし高齢者の生活実態と意識の把握を通じて、今後の保健福祉施策のあり方を検討するための基礎資料を得るため。

調査対象

平成23年5月9日現在、区内に居住している65歳以上のひとり暮らし高齢者の5,656人全員

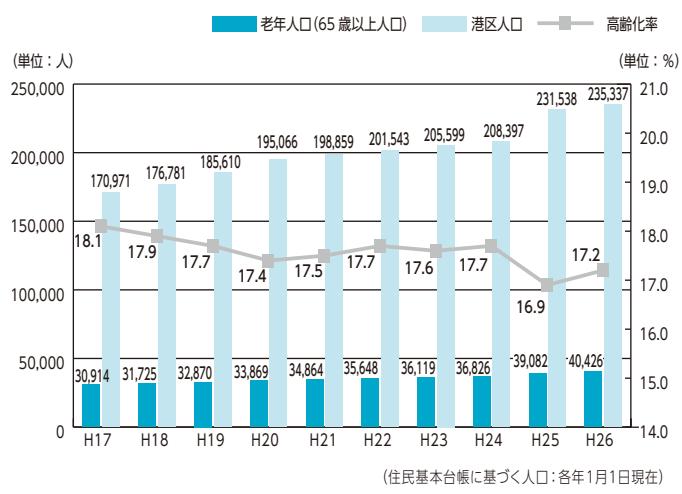
調査時点

平成23年6月1日現在

調査方法と回収数

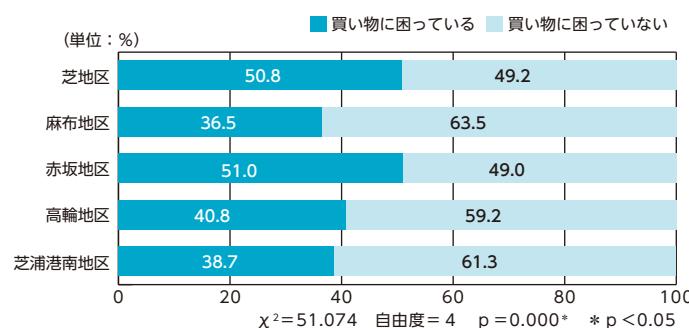
	1次調査	2次調査
調査方法	郵送によるアンケート調査	直接訪問面接調査
回収数・回収率・ケース数	回収数：3,947ケース 回収率：69.8%	70ケース

港区の老人人口と高齢化率の推移

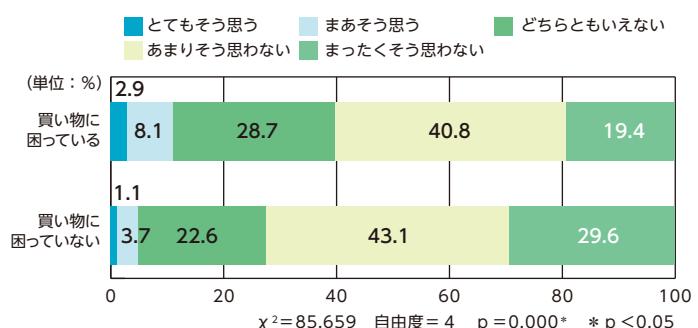


調査結果

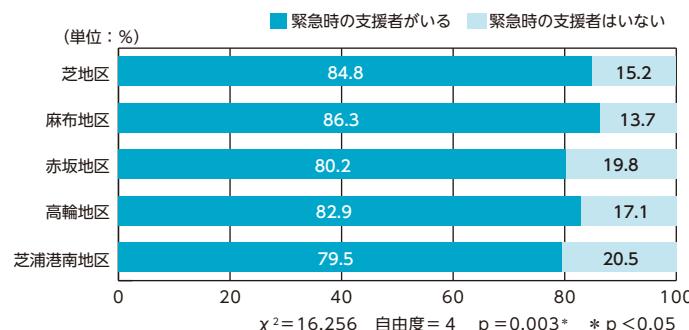
地区別に見た「買い物の困りごと」



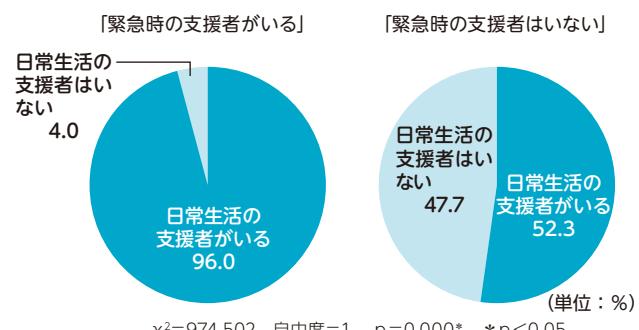
「買い物の困りごと」と「周囲から取り残されたように感じるか」



地区別に見た「緊急時の支援者」



「緊急時の支援者がいる」と「日常生活の支援者」



調査結果から言えること

港区の5地区に同一な課題と地区特有の課題があることが把握できました。買い物に困っているひとり暮らし高齢者は、特に芝地区と赤坂地区に多く、買い物に困っていると社会的にも孤立するおそれがあることが把握できました。また、緊急時の支援者がいない人ほど、日常生活の支援者もいない人が多く、社会とのつながりがあるひとり暮らし高齢者と社会から孤立しているひとり暮らし高齢者の二極化が見られました。

※詳細は「港区におけるひとり暮らし高齢者の生活と意識に関する調査報告書」を御覧ください。

II 75歳以上高齢者を含む2人世帯の生活に関する調査

調査の概要

調査の目的

港区における75歳以上の高齢者を含む2人世帯内に潜在化している生活上の諸問題を把握し、今後の保健福祉施策を考えていく上での基礎資料を得るため。

調査対象

平成24年8月10日現在、区内に居住している75歳以上の高齢者を含む2人世帯5,260ケース全数

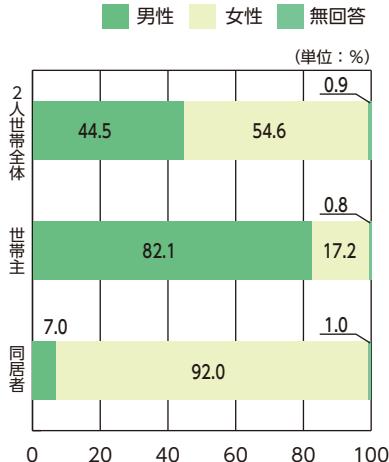
調査時点

平成24年9月1日現在

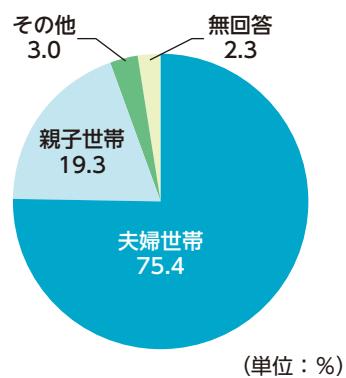
調査方法と回収数

調査方法	郵送によるアンケート調査
回収数・回収率	回収数：2,680ケース 回収率：51.5%

回答者の性別



回答世帯の世帯類型

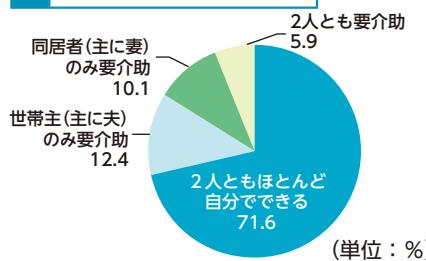


調査結果

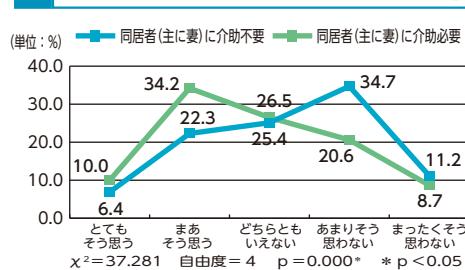
夫婦世帯

	夫(世帯主)	妻(同居者)
平均年齢	80.3歳	76.2歳

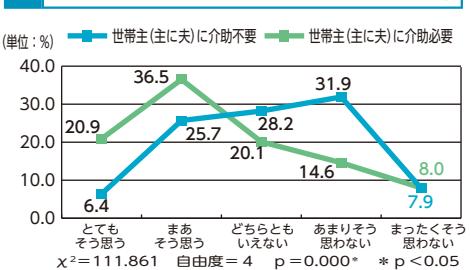
夫婦世帯の介助の必要性



世帯主「生活していく不安や心配がある」



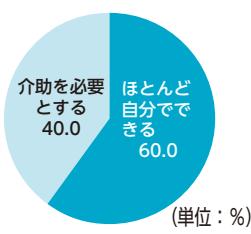
同居者「生活していく不安や心配がある」



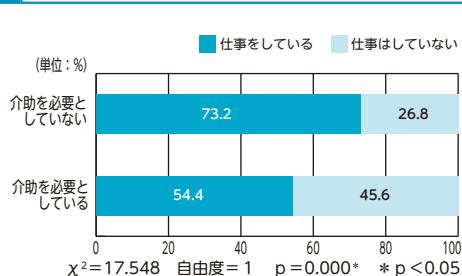
親子世帯

	親	子ども
平均年齢	83.6歳	54.8歳

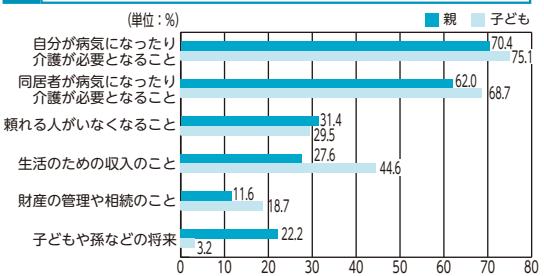
親の介助の状況



「親の介助の必要性」と「子どもの仕事の状況」



親子別「将来の不安・心配」(複数回答・抜粋)



調査結果から言えること

回答世帯は、夫婦世帯と親子世帯に大別されます。夫婦世帯のうち、夫婦のどちらかまたは両方が何らかの介助を必要としている世帯は3割を占め、介助が必要な世帯ほど生活に不安を感じているといった質問に否定的な回答が多く、介助の有無が夫婦世帯の生活に大きく影響していることが分かりました。親子世帯では、親の介助の必要性が子どもの就労の有無と関係しており、親の介助が親子世帯の経済基盤を左右することがうかがえました。親子ともに将来の不安・心配がありますが、子どもの半数近くが「生活のための収入のこと」について、不安や心配を感じていると分かりました。

※詳細は「港区における75歳以上高齢者を含む2人世帯の生活に関する調査報告書」を御覧ください。

III 子どもと子育て家庭の生活と意識に関する調査

調査の概要

調査の目的

港区に住み、子どもを育てる家庭そして子ども自身の生活と意識を明らかにし、今後の施策を検討するための基礎資料を得るために。

調査時点

平成25年5月1日現在

調査方法

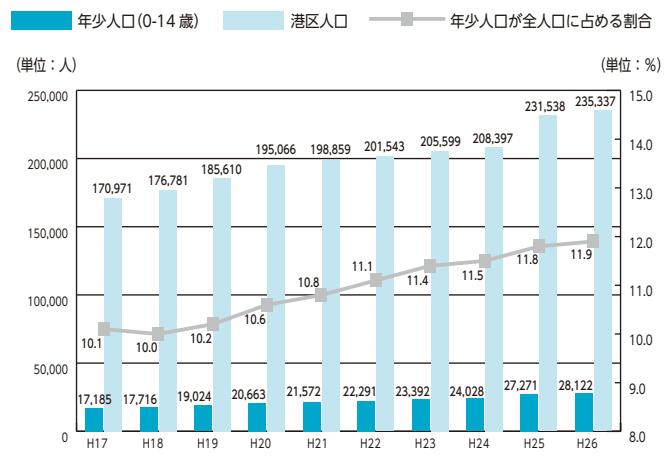
郵送によるアンケート調査

調査の種類と回収率

3種類の調査で構成され、調査ごとに異なる調査票を用いました。

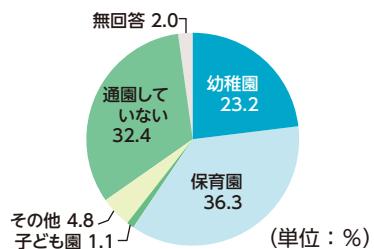
調査の種類	抽出数	抽出率	回収数	回答率
全体	11,729人	—	5,579人	47.6%
	第1調査 未就学児の親	4,310人	半数	2,361人
	第2調査 小・中学生の親	4,410人	—	2,067人
	小学1～6年生	3,018人	半数	1,505人
		中学2年生	全数	562人
	第3調査 小・中学生本人	3,009人	全数	1,151人
	小学4年生	1,599人	全数	621人
		中学2年生	全数	530人
	未就学児の親	1,172人	—	32.4%
	小・中学生の親	1,410人	—	32.4%

港区の年少人口と割合

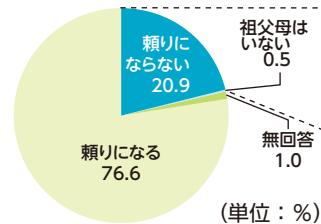


第1調査の調査結果（未就学児の親への調査）

通園先



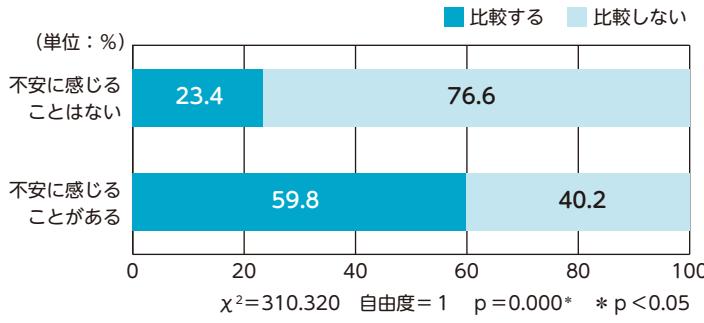
「祖父母は頼りになるか」



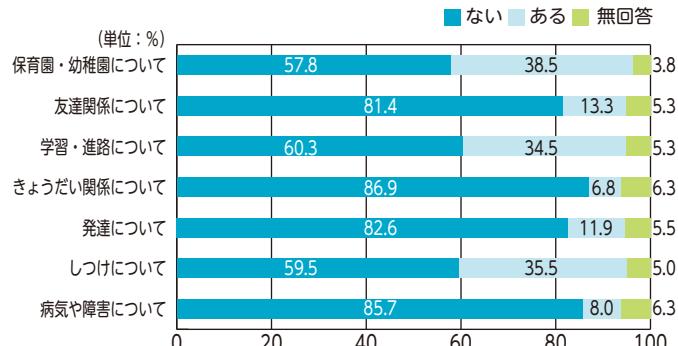
「祖父母に頼れない人が他に頼れる人がいるか」



「自分の子育てに不安を感じることがあるか」と「他子との比較」



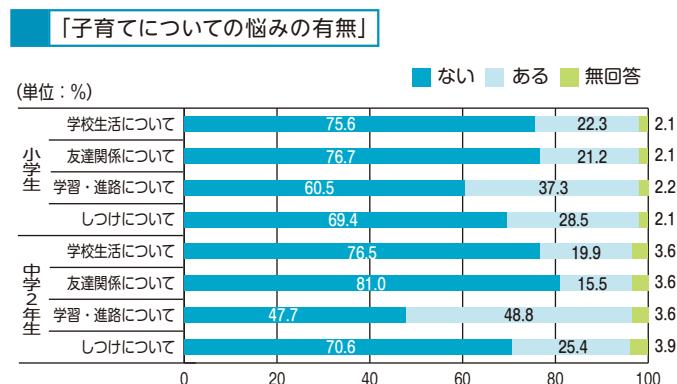
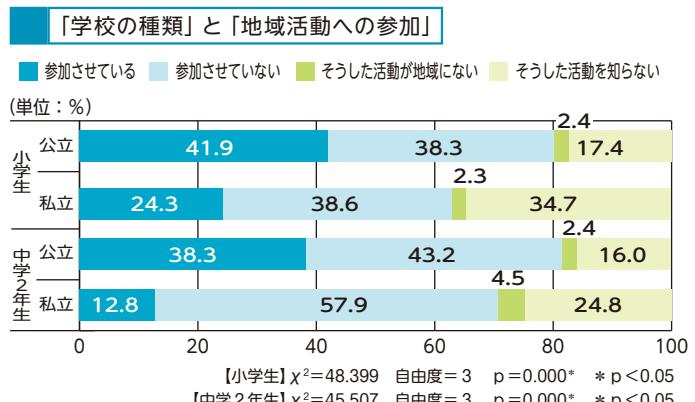
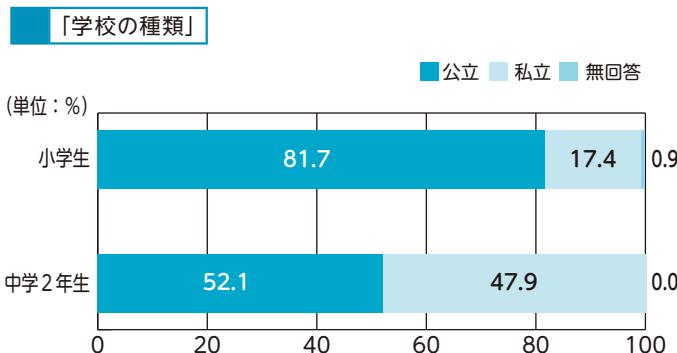
「子育てについての悩みの有無」



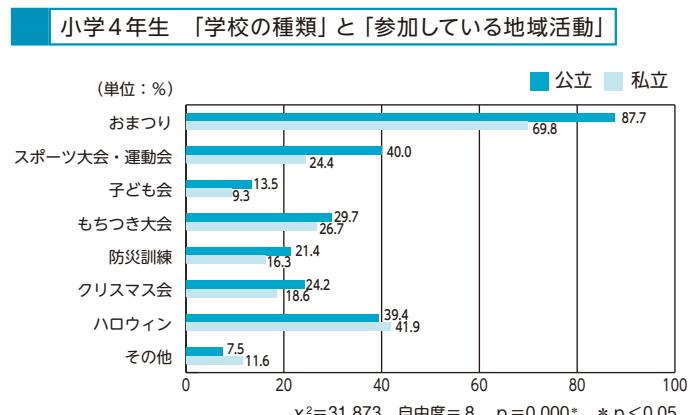
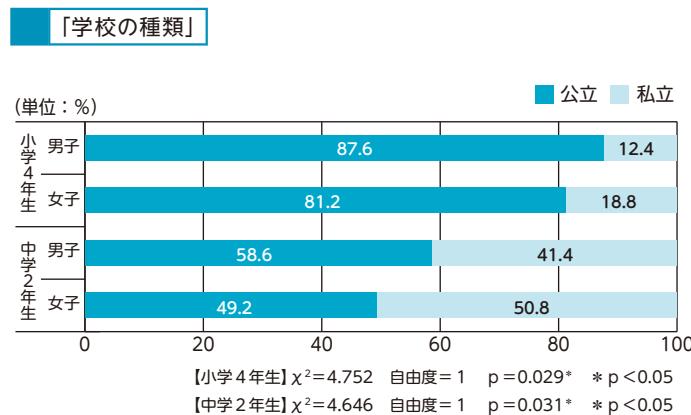
第1調査の調査結果から言えること

未就学児の6割強が幼稚園などに通園している一方、3割強がどこにも通園していないことが分かりました。祖父母との関係では、8割弱の世帯が「頼りになる」と答えていますが、2割が「頼りにならない」と回答していました。さらに、祖父母が「頼りにならない」「いない」と答えた世帯では、8割弱の世帯で祖父母以外も頼れる人がいないと回答しました。また、自分の子育てに不安を感じことがある世帯ほど他の子どもと比較してしまうことや、3割半から4割弱の世帯で「保育園・幼稚園」「学習・進路」「しつけ」について悩みがあることが分かり、未就学児がいる世帯の中で子育ての不安や悩みを抱えている世帯が一定数いることが見えてきました。

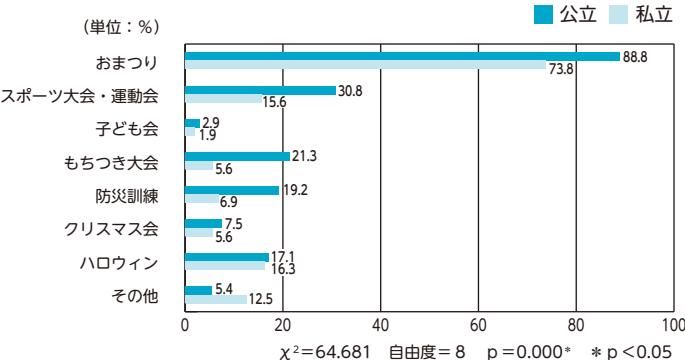
第2調査の調査結果（小学生・中学2年生の親への調査）



第3調査の調査結果（小学4年生・中学2年生本人への調査）



中学2年生 「学校の種類」と「参加している地域活動」



第3調査の調査結果から言えること

小学4年生・中学2年生とともに女子の方が私立学校に通っている割合が高いことが分かりました。参加している地域活動については、「おまつり」に参加していると回答した割合が、公立学校に通っている小学4年生・中学2年生ともに9割弱でしたが、私立学校に通っている子どもは小学4年生・中学2年生ともに7割程度でした。その他の地域活動でも公立学校に通っていると参加率が高い傾向が把握できました。

子ども本人を対象とした調査においても、私立学校に通っている子どもの地域との接点が少ない傾向が把握できました。

※詳細は「港区における子どもと子育て家庭の生活と意識に関する調査報告書」を御覧ください。

IV 区民の消費に関する調査

調査の概要

調査の目的

区民の多くが居住する中高層集合住宅を対象に居住者の消費購買動向を明らかにし、今後の区内の産業振興、商店街振興に生かすため。

調査時点

平成27年7月1日現在

調査世帯の内訳

	実数	%
単身世帯64歳以下	357	12.9%
単身世帯65歳以上	371	13.5%
2人以上の世帯1人収入64歳以下	573	20.8%
2人以上の世帯共働き64歳以下	799	29.0%
2人以上の世帯65歳以上	358	13.0%
その他	299	10.8%
合計	2,757	100.0%

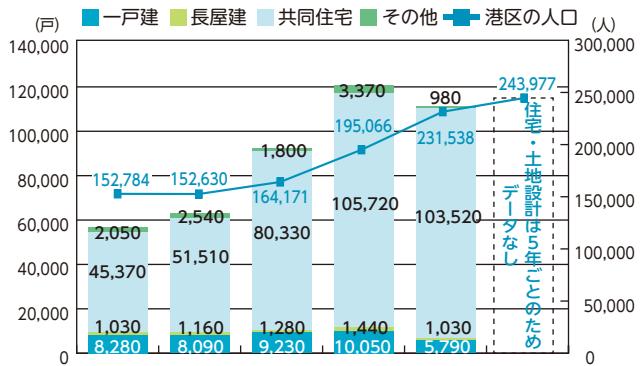
調査対象

区内の集合住宅(17集合住宅26棟)
に居住する8,665世帯

調査方法と回収率

調査方法	職員による郵便ポストへの直接投函、郵送による回収
回収数・回収率	回収数:2,757世帯 回収率:31.8%

港区の人口と住宅数の推移



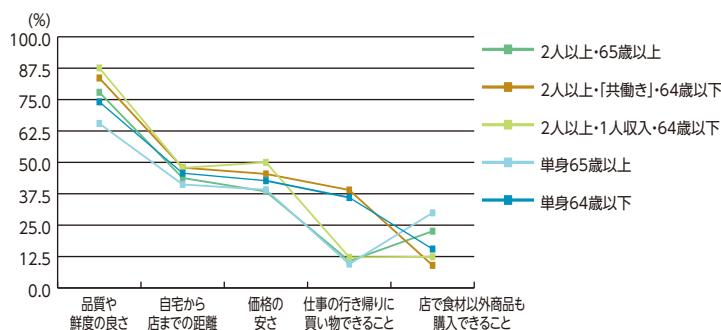
出典: 総務省「住宅・土地統計調査」

(住民基本台帳に基づく人口: 各年1月1日現在)

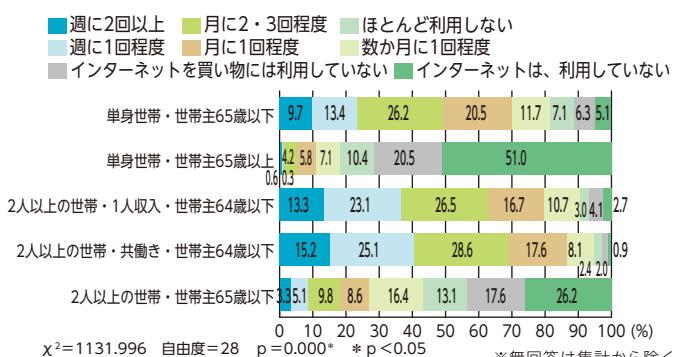
*住民基本台帳法の一部改正(平成24年7月9日施行)により、平成25年の人口から外国人を含みます。

調査結果

世帯類型別生鮮食品の買い物で重視していること



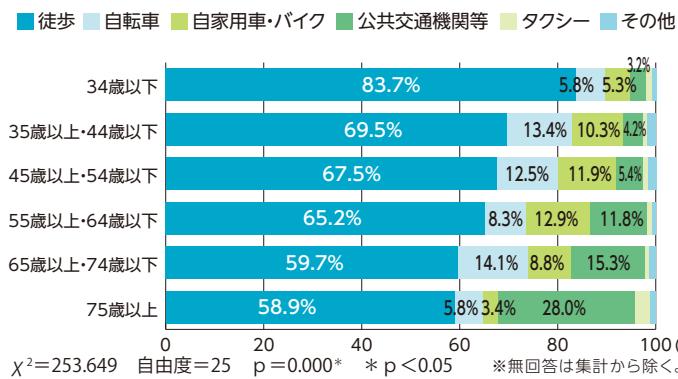
世帯類型別インターネットを利用した買い物の状況



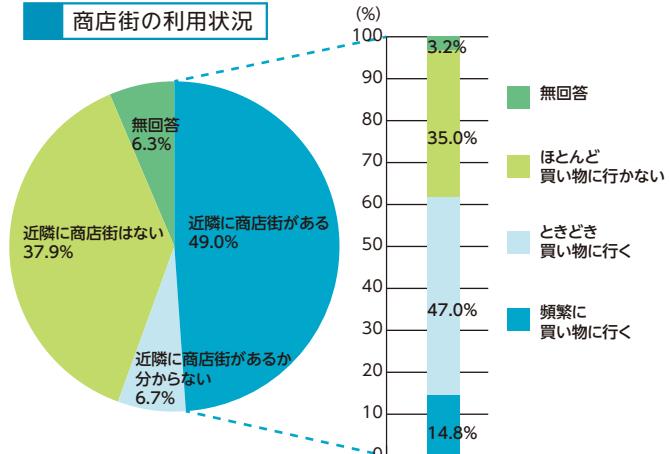
$\chi^2=1131.996$ 自由度=28 $p=0.000^*$ * $p<0.05$

*無回答は集計から除く。

世帯主の年齢別普段の買い物に利用している交通手段



商店街の利用状況



調査結果から言えること

調査結果からは年齢・世帯収入・収入稼得人数などの違いによって多様な生活スタイルと消費の多様化がみられ、それに伴って商品をどこで購入するのかに違いがあること、急速に開発が進む臨海部では特に買い物場所に対して不満を抱える世帯が多い傾向にあることなどが分かりました。また、商店街がある場合であっても普段の買い物の場所として利用されておらず、商店街が居住者の新たな生活スタイルや多様化する消費のニーズをうまく捉えることができていない実態も明らかになりました。

※詳細は「港区における区民の消費に関する調査報告書」を御覧ください。

V 商店街・商店等実態調査

調査の概要

調査の目的

「区民の消費に関する調査」を踏まえて、区民の消費を支える商店街・商店等の実態を明らかにし、今後の区内の産業振興、商店街振興に生かすため。

調査時点

平成28年7月1日現在

調査方法

直接訪問により調査票を配布し、郵送で回収

調査対象

「区民の消費に関する調査」の調査対象集合住宅との位置関係を考慮し、9商店街エリアを選定し、商店街エリア内で実際に営業している全ての店舗・事業所

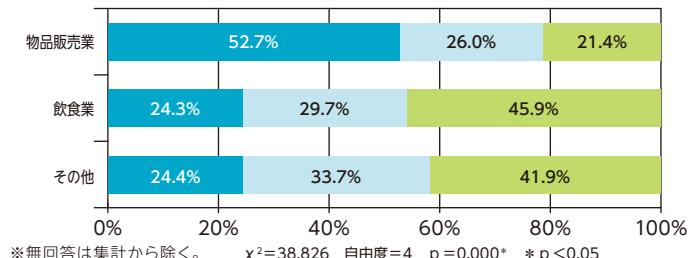
調査対象商店街エリア、配布数、回収数及び回収率

商店街エリア	配布数	回収数	回収率
全体	1,627	522	32.1%
芝商店会エリア	102	42	41.2%
麻布十番商店街振興組合エリア	541	146	27.0%
日赤通り商業会エリア	61	25	41.0%
赤坂一ツ木通り商店街振興組合エリア	459	111	24.2%
白金北里通り商店会エリア	107	51	47.7%
白金商店会エリア	93	41	44.1%
白金プラザ会エリア	87	32	36.8%
メリーロード高輪エリア	60	33	55.0%
芝浦商店会エリア	117	41	35.0%

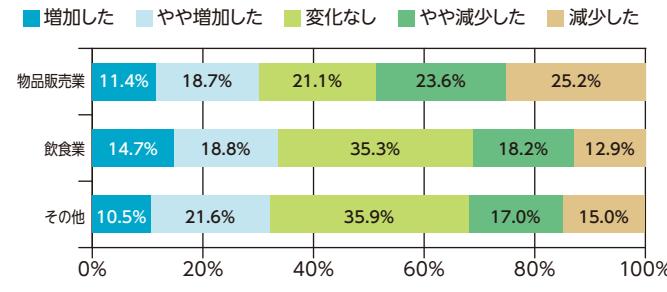
調査結果

主な業務と開業時期

■ 1990年以前(バブル崩壊前) ■ 1991~2008年(バブル崩壊からリーマンショック前)
■ 2009年以降(リーマンショック以降)



主な業務と年間売上げの増減

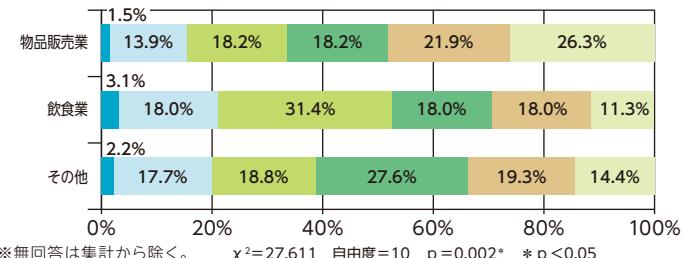


主要な客層「主婦・主夫」「高齢者」と近隣住民の来店状況の割合



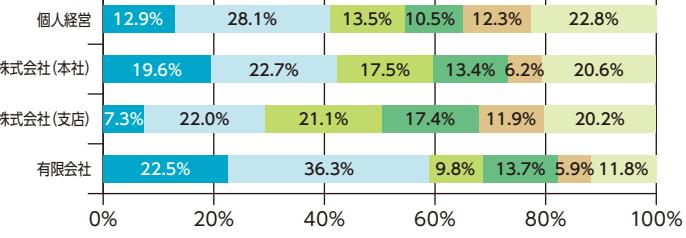
主な業務と経営者または店長の年齢

■ 30歳未満 ■ 30歳代 ■ 40歳代 ■ 50歳代 ■ 60歳代 ■ 70歳以上

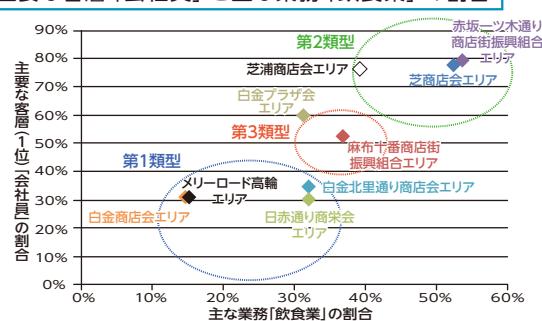


企業形態と商店街活動への協力

■ 積極的に協力している ■ 消極的だが協力している ■ どちらとも言えない
■ あまり協力していない ■ 協力していない ■ 商店街(商店会)には加盟していない



主要な客層「会社員」と主な業務「飲食業」の割合



調査結果から言えること

調査結果からは、特徴に差がある商店街エリアを大きく3つのタイプに分類できることが分かりました。「第1類型」は、近隣に住む「主婦・主夫」や「高齢者」を主要な客層とするエリア、「第2類型」は、飲食業の割合が高く「会社員」を主要な客層とするエリア、「第3類型」は、両者の中間にあるエリアです。商店街振興は、こうした商店街の特徴、商店街が存在する地域の特徴、周辺環境の特徴に配慮し、港区の商店街全体を対象とした施策だけでなく、個々の商店街の状況に即した対応を考えていく必要があります。

※詳細は「港区における商店街・商店等実態調査報告書」を御覧ください。

VI 新規開業実態調査

調査の概要

調査の目的

港区内で開業した事業所を対象に、開業場所としての港区の特徴、現在抱えている課題、今後の展望等を調査し、新規開業拠点としての港区の現状と課題を明らかにし、今後の区内の産業振興に活かすため。

調査対象

タウンページに掲載されている港区内にある全事業所のうち、タウンページへの登録時期が平成23年4月以降の6,987事業所

調査方法と回収率

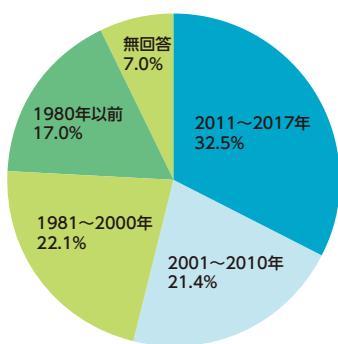
調査方法	郵送によるアンケート調査
回収数・回収率	回収数：1,478件 回収率：22.1%

調査時点

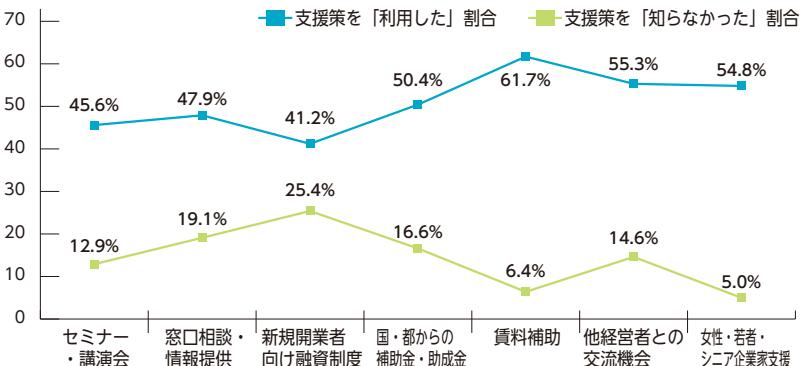
平成29年5月1日現在

調査結果

開業時期

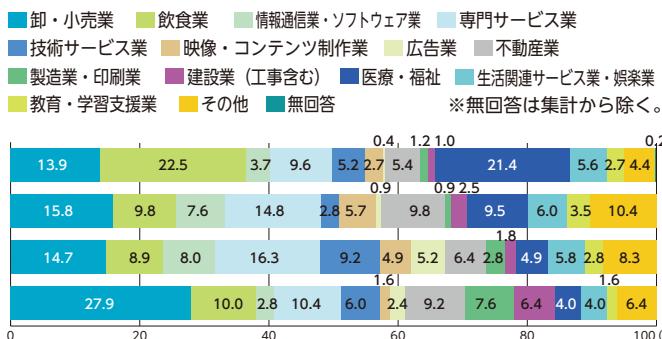


新規開業支援の利用割合と知らなかつた割合^{※2}

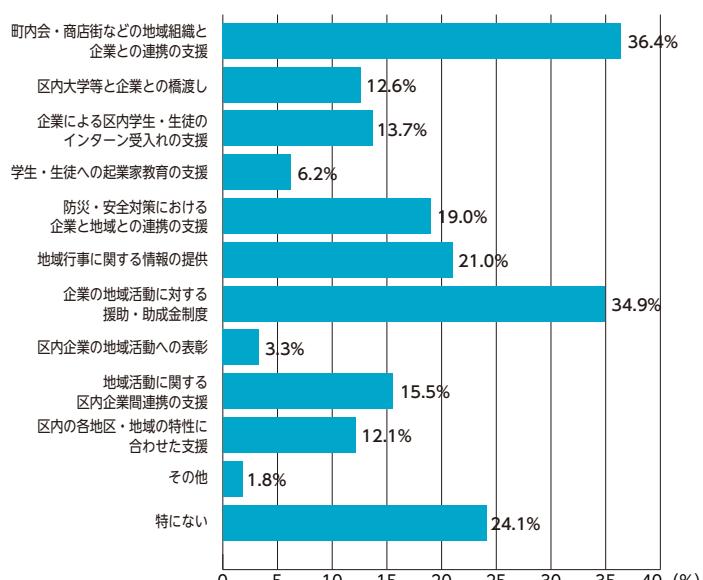


※無回答は集計から除く。※2 2011～2017年に開業した事業所481件を集計

主な業種



新規開業支援の利用割合と知らなかつた割合^{※2}



※無回答は集計から除く。※2 2011～2017年に開業した事業所481件を集計

調査結果から言えること

調査結果からは、開業希望者は開業環境に適していることは知っているものの、港区が行政として創業（開業）支援をしていることを知る人は多くなく、現在行っている施策が、施策を必要とする人たちに届いていないことが分かりました。一方で、支援の利用者の約半数以上、高いものでは8割以上が「役立った」と回答しており、支援策に対する評価はおおむね高いことも分かりました。また、地域との繋がりを何らかの形で求めている新規開業事業所が一定おり、新規の店と既存の店などとの融合が図ることによる、地域活性化の可能性が示されました。

※詳細は「港区における新規開業実態調査報告書」をご覧ください。

VII クリエイティブ産業実態調査

調査の概要

調査の目的

港区内に多く集積するクリエイティブ産業*や関連する事業所の実態、事業環境としての港区の特徴、必要な行政サービス等を調査し、区の中心産業の一つとしてクリエイティブ産業を振興するための現状と課題を把握することで、今後の区内の産業振興に活かすため。

*クリエイティブ産業とは、芸術、舞台芸術、音楽、映画、ビデオ、写真、テレビ、ラジオ、アニメ、ゲーム、デザイン、ファッション、広告、出版、工芸、玩具、家具、ソフトウェア、観光、食などの産業のこと。

調査時点

平成30年5月1日現在

調査方法

郵送によるアンケート調査

調査対象

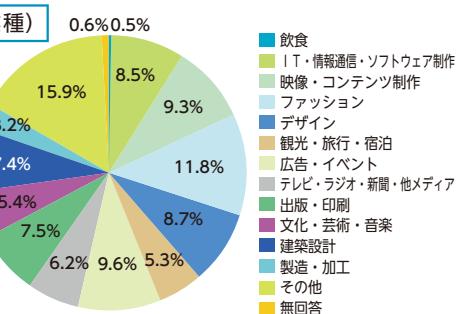
タウンページに掲載されている港区内にある全事業所のうち、東京都産業労働局が平成26年度に実施した「クリエイティブ産業の実態と課題に関する調査」において、調査対象とした業種をもとに抽出した飲食業種事業所2,945件及び飲食業種以外の事業所（以下「一般業種」といいます。）4,602件（計7,283件）

回収率・回収数

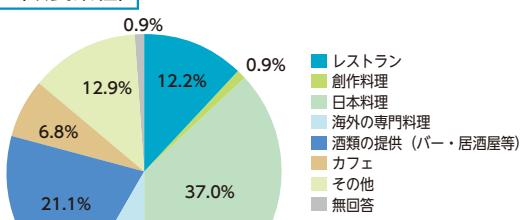
種別	回収数	回収率
全体	1,506件	20.7%
一般業種	1,047件	24.1%
飲食業種	459件	15.6%

調査結果

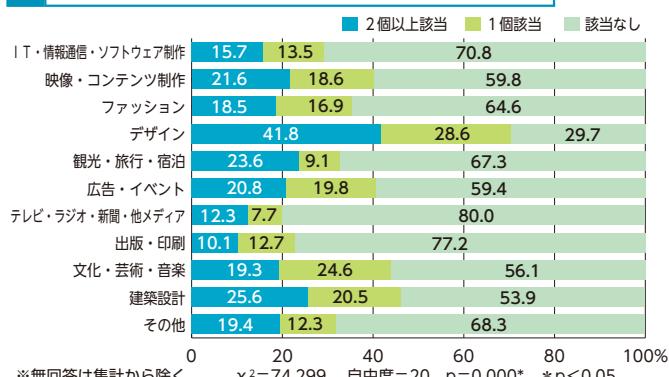
主な業種（一般業種）



主なサービス（飲食業種）



一般業種事業所のクリエイティブ度**2と主な業種



無回答は集計から除く。 $\chi^2=74.299$ 自由度=20 $p=0.000$ * $p<0.05$

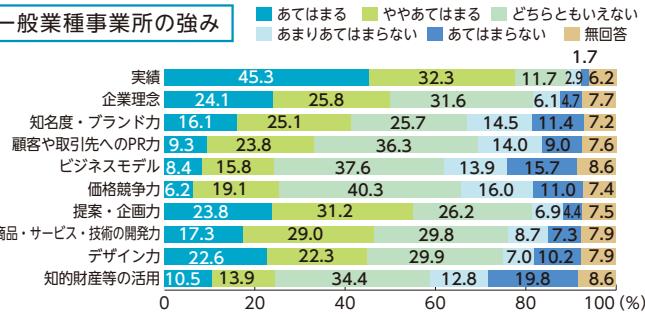
**2「事業所の強み」に関する設問のなかで、特に企業のクリエイティビティに関係していると思われる「企画力」「商品・サービス・技術の開発力」「デザイン力」「知的財産等の活用」の4つの項目に「あてはまる」「ややあてはまる」と回答した事業所を集計したもの。4つの項目のうち2つ以上の項目を強みとする事業所（2個以上該当事業所）、1つだけを強みとする事業所（個該当事業所）、該当なしとする事業所（該当なし事業所）と分類。

調査結果から言えること

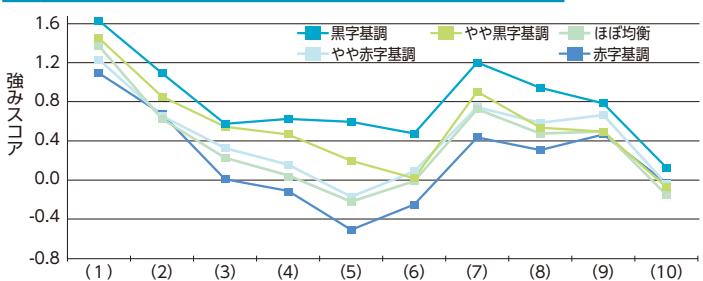
調査結果からは、クリエイティブ度の高い事業所は、事業分野によってその比率に差はあるものの、すべての分野に存在しているということが分かりました。また、クリエイティブ産業の特徴と言える「独創性、創造性と密接に関係」する項目を強みとする事業所の採算状況は相対的に良好であること、クリエイティブ度の高い事業所ほど港区の事業環境の評価、とりわけクリエイティブな活動を進めていくうえで必要となるような事業環境への評価が高いことが明らかになりました。クリエイティブ産業支援には、クリエイティブな活動を行う企業の努力を支える環境やプラットホームの形成に取り組むことが重要です。

※詳細は「港区におけるクリエイティブ産業実態調査報告書」をご覧ください。

一般業種事業所の強み



一般業種事業所の採算状況と現在の事業所の強み

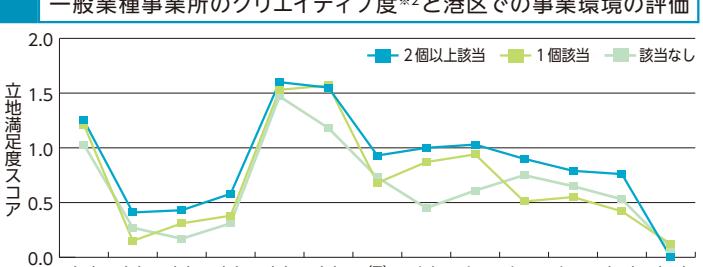


(1) 実績、(2) 企業理念、(3) 知名度・ブランド力、(4) 顧客や取引先への PR 力、

(5) ビジネスマodel、(6) 価格競争力、(7) 企画力、(8) 提案力、

(9) 商品・サービス・技術の開発力、(10) デザイン力、(11) 知的財産権の活用
注)「強みスコア」とは、項目(1)～(10)に対する評価「あてはまる」「ややあてはまる」「どちらともいえない」「あまりあてはまらない」「あてはまらない」について、それぞれ+2点、+1点、0点、-1点、-2点を配点したときの、当該グループ内の事業所の得点の平均値である。

一般業種事業所のクリエイティブ度**2と港区での事業環境の評価



(1) 取引先・顧客が多く存在する、(2) 在勤者が多い、(3) 若い人が多い、(4) 外国人が多い、(5) 交通の利便性が高い、(6) 知名度が高くブランド力がある、(7) 他社との連携が容易である、(8) クリエイティブな人材が集まる、(9) 情報収集が容易である、(10) 展示会等へのアクセスが良い、(11) 関連業種が多い、(12) 同業種が多い、(13) 支援策の充実。

注)「立地満足度スコア」は、港区での事業環境にどの程度満足しているのかを示す指標である。各項目における港区での事業環境について、「満足」=+2点、「やや満足」=+1点、「どちらともいえない」=0点、「やや不満」=-1点、「不満」=-2点と配点し、集計した。「立地満足度スコア」は、当該項目に対する、無回答を除いた回答事業所全体の満足度の平均スコアである。

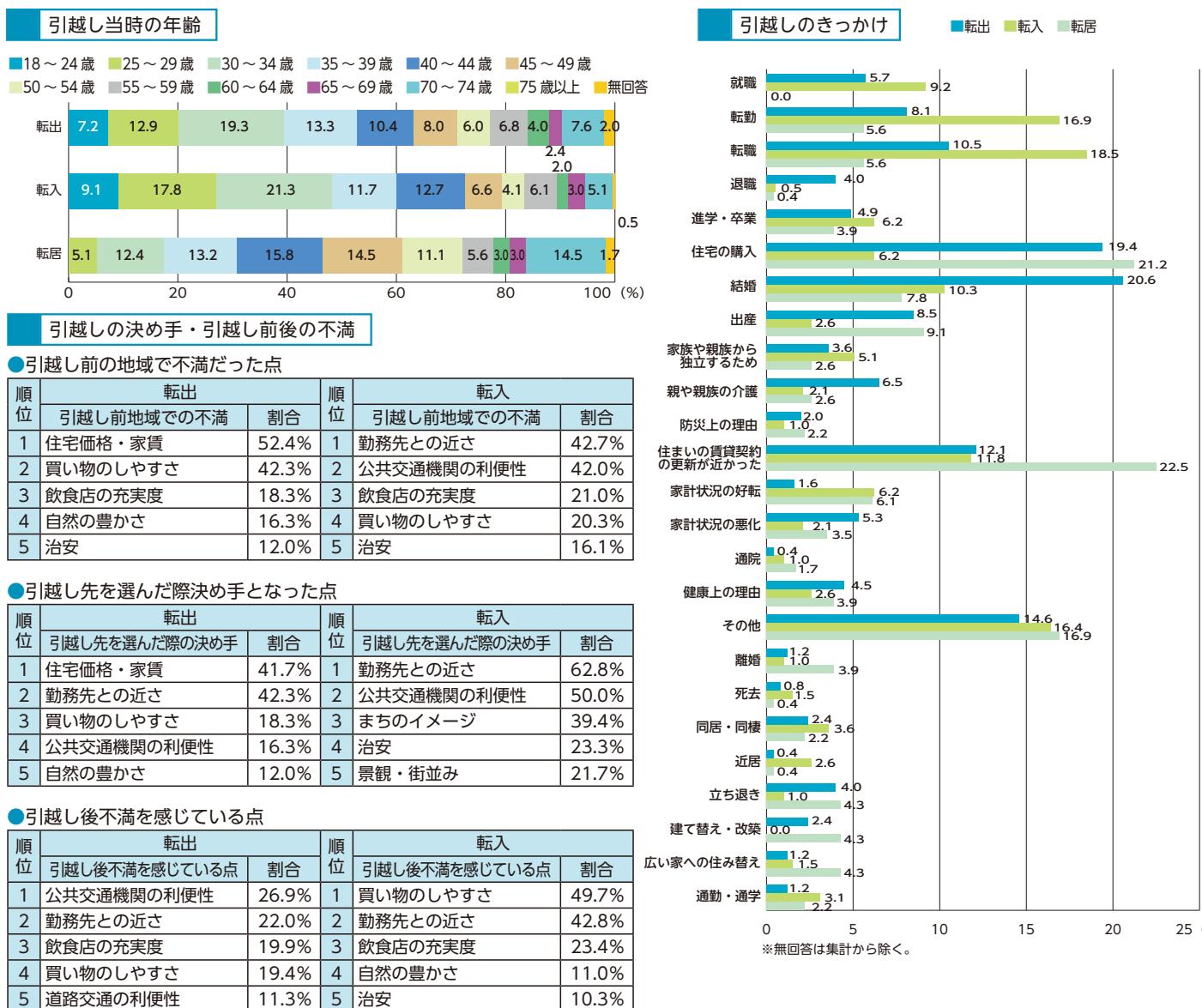
VIII 引越し(転入・転出・転居)に関するアンケート調査

調査の概要

調査の目的	調査対象	回収率・回収数
来るべき30万人都市を見据え、港区をより魅力的で暮らしやすいまちとするため、区における転出・転入・転居の実態を把握・分析することで、今後推進する区の施策検討の基礎資料とするため。	平成30年4月1日から平成31年3月31日の間に港区において転出・転入・転居した人(外国人を含む。)から無作為抽出した3,500人	種別 抽出数 回収数 回収率*
調査時点	調査方法	全体 3,500人 680件 20.8%
令和元年6月14日現在	郵送によるアンケート調査	転出 1,500人 249件 18.8%
		転入 1,000人 197件 20.2%
		転居 1,000人 234件 24.1%

*回収率は未達等を除いた有効配布数に対するものです。

調査結果



引越しの決め手・引越し前後の不満

●引越し前の地域で不満だった点

順位	転出		順位	転入	
	引越し前地域での不満	割合		引越し前地域での不満	割合
1	住宅価格・家賃	52.4%	1	勤務先との近さ	42.7%
2	買い物のしやすさ	42.3%	2	公共交通機関の利便性	42.0%
3	飲食店の充実度	18.3%	3	飲食店の充実度	21.0%
4	自然の豊かさ	16.3%	4	買い物のしやすさ	20.3%
5	治安	12.0%	5	治安	16.1%

●引越し先を選んだ際決め手となった点

順位	転出		順位	転入	
	引越し先を選んだ際の決め手	割合		引越し先を選んだ際の決め手	割合
1	住宅価格・家賃	41.7%	1	勤務先との近さ	62.8%
2	勤務先との近さ	42.3%	2	公共交通機関の利便性	50.0%
3	買い物のしやすさ	18.3%	3	まちのイメージ	39.4%
4	公共交通機関の利便性	16.3%	4	治安	23.3%
5	自然の豊かさ	12.0%	5	景観・街並み	21.7%

●引越し後不満を感じている点

順位	転出		順位	転入	
	引越し後不満を感じている点	割合		引越し後不満を感じている点	割合
1	公共交通機関の利便性	26.9%	1	買い物のしやすさ	49.7%
2	勤務先との近さ	22.0%	2	勤務先との近さ	42.8%
3	飲食店の充実度	19.9%	3	飲食店の充実度	23.4%
4	買い物のしやすさ	19.4%	4	自然の豊かさ	11.0%
5	道路交通の利便性	11.3%	5	治安	10.3%

調査結果から言えること

調査結果から、転出する人は、若い世代と子育て世帯が結婚や出産、住宅購入などのライフイベントをきっかけとしているケースが多くことが分かりました。また、港区の「住宅価格・家賃」への不満が最も多く、転出先を選ぶ際にも「住宅価格・家賃」が最も重視しています。一方、転入者は港区の通勤環境の良さ、まちのイメージ、子育て環境の良さを決め手として港区を選択しており、こうした点に関する転入後の評価も高くなっていることが分かりました。こうした優位性を、これまで以上にアピールすることが重要です。さらに地区により傾向が異なり、「住宅価格・家賃」では赤坂地区への不満が低く、「買い物のしやすさ」では麻布地区への不満低いなど、地区の状況に応じた対応が重要です。

※詳細は「港区における引越し(転入・転出・転居)に関するアンケート調査報告書」をご覧ください。

IX 人口変動要因等に関するアンケート調査

調査の概要

調査の目的

令和元年度に実施した「港区における引越し（転入・転出・転居）に関するアンケート調査」により明らかとなつた港区における生活環境の問題点や優位性、転出要因などの他地域比較等を行い、区の施策検討の基礎資料とするため。

調査期間等

調査票発送日	調査期限（回答期限）	回答期間
令和2年6月29日（月）	令和2年7月8日（水）	10日間

調査の対象及び回収数

他地域比較を重視し港区民に加えて、競合する他地域の住民を調査対象とする。

【港区以外の具体的な調査対象地域】

- 地理的な近接性、地域特性の類似性の高い都心区（千代田区、中央区）
- 令和元年度調査で把握した港区からの転出先地域の比率上位の区のうち都心区を除く上位3区（世田谷区、品川区、渋谷区）

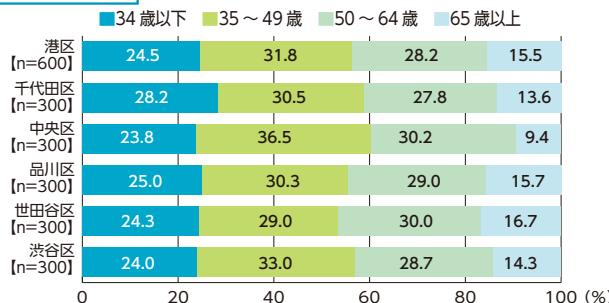
種別	抽出数	回収数
全体	-	2,100件
港区	港区内在住者 18歳以上の人600人	600件
千代田区	千代田区内在住者 18歳以上の人300人	300件
中央区	中央区内在住者 18歳以上の人300人	300件
世田谷区	世田谷区内在住者 18歳以上の人300人	300件
品川区	品川区内在住者 18歳以上の人300人	300件
渋谷区	渋谷区内在住者 18歳以上の人300人	300件

調査方法

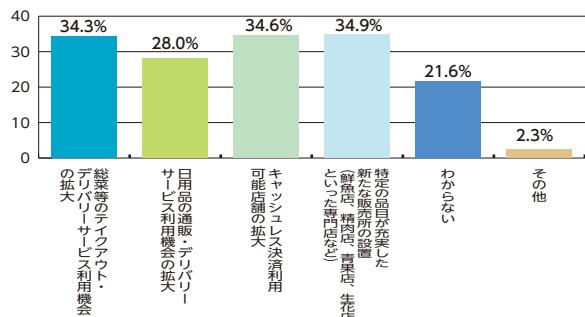
インターネット手法によるアンケート調査

調査結果

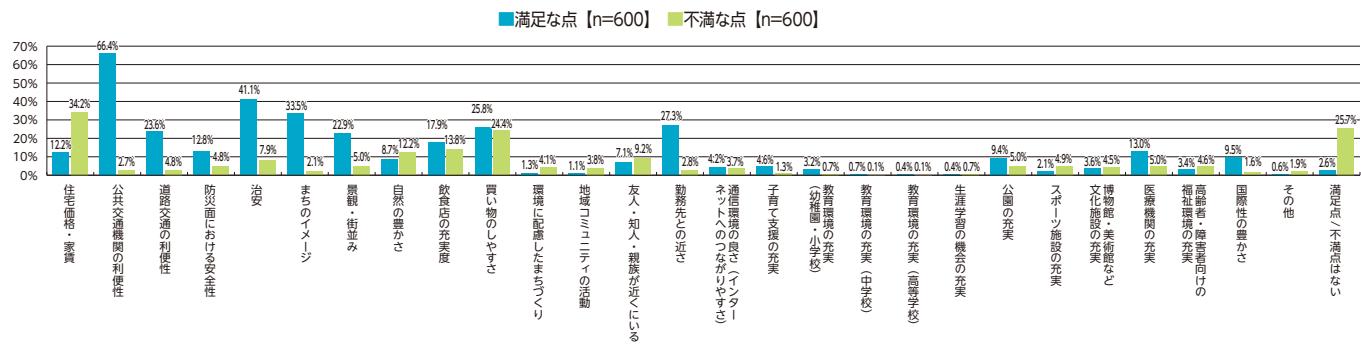
回答者の年齢



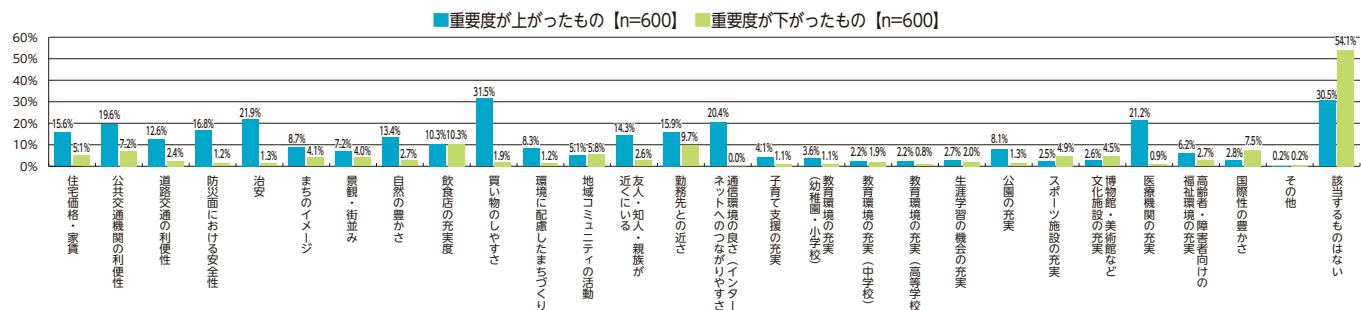
普段の買い物の利便性を向上させるサービスとして有効なもの



現在お住まいの区で満足な点 / 現在お住まいの区で不満な点



新型コロナウイルス感染症流行後に住む場所を選ぶときに重要度が上がったもの / 下がったもの



調査結果から言えること

港区は、満足な点では公共交通の利便性、治安の良さが高く、不満な点では住宅価格・家賃と買い物のしにくさが高くなっています。こうした傾向は都心3区では共通しているものの、買い物のしにくさへの不満度が高く、まちのイメージの満足度が比較的高いことが港区固有の特徴であることがわかりました。また、新型コロナウイルス感染症による区民意識及びニーズの変化としても、港区では、買い物のしやすさの重視度が最も高まっています。港区にとって大きな課題となっている買い物利便性の改善に取り組む必要があります。

※詳細は、「人口変動要因等に関するアンケート調査報告書」をご覧ください。

港区政策創造研究所

令和5年3月

役 職	氏 名	所 属 等
所 長	大塚 敬	三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング株式会社 自治体経営改革室長
副所長	大澤 鉄也	港区企画経営部長
主任研究員	西川 杉菜	港区企画経営部企画課長
研究員	大森 崇広	港区企画経営部企画課政策研究担当係長
研究員	大塚 真澄	港区企画経営部企画課政策研究担当

刊行物発行番号 2022277-5811

港区政策形成支援データ集 (9th Edition)

令和5年(2023年)3月発行

編集・発行 港区政策創造研究所(港区企画経営部)
東京都港区芝公園1-5-25
電話03-3578-2111(代表)
内線2567・2568

